

# 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律 案新旧対照条文

## 目次

本則

一	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	1
二	無尽業法（昭和六年法律第四十二号）	72
三	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	73
四	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）	76
五	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	104
六	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	114
七	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	116
八	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	125
九	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）	129
十	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	131
十一	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	135
十二	保険業法（平成七年法律第五号）	138

十三	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	143
十四	特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）	164
十五	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	167

**附則**

○	政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（附則第二十二條關係）	169
○	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（附則第二十三條關係）	170
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二十四條關係）	172
○	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第二十五條關係）	174
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第二十六條關係）	176
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第二十八條關係）	199
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十九條關係）	201
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第三十條關係）	204
○	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第三十一條關係）	206
○	政党助成法（平成六年法律第五号）（附則第三十二條關係）	208
○	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（附則第三十三條關係）	210

○	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）（附則第三十四条関係）	212
○	公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（附則第三十五条関係）	219
○	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（附則第三十六条関係）	220
○	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）（附則第三十七条関係）	224
○	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）（附則第三十八条関係）	231
○	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第三十九条関係）	232
○	株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（附則第四十一条関係）	234
○	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）（附則第四十三条関係）	235
○	金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（附則第四十四条関係）	236

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の五（略）</p> <p>第六章 有価証券の取引等に関する規制（<u>第一百五十七条</u>—<u>第一百七十条</u>）  <u>一条</u>の二）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第二号ロに掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の五（略）</p> <p>第六章 有価証券の取引等に関する規制（<u>第一百五十七条</u>—<u>第一百七十条</u>）  <u>一条</u>）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第二号ロに掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>

府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

7 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第十項の規定によりこれに添付する書類並びに第七條第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

8 ～ 39 （略）

（有価証券届出書の提出）

第五条 （略）

2 ～ 5 （略）

6 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び第八項において同じ。）の規定により届出書を提出しなければならない外国会社（以下「届出書提出外国会社」という。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

7 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第六項の規定によりこれに添付する書類並びに第七條第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

8 ～ 39 （略）

（有価証券届出書の提出）

第五条 （略）

2 ～ 5 （略）

（新設）

一 第一項第一号に掲げる事項を記載した書類

二 外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項、第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であつて英語で記載されているもの

7 前項第二号に掲げる書類には、内閣府令で定めるところにより、当該書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの（次項及び第十三条第二項第一号において「補足書類」という。）を添付しなければならない。

8 前二項の規定により届出書提出外国会社が第六項各号に掲げる書類（以下この章において「外国会社届出書」という。）及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社届出書及びその補足書類を第一項の届出書とみなし、これらの提出を同項の届出書を提出したものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令（以下この章から第二章の四までにおいて「金融商品取引法令」という。）の規定を適用する。

9 内閣総理大臣は、外国会社届出書を提出した届出書提出外国会社が第六項の規定により外国会社届出書を提出することができる場合

（新設）

（新設）

（新設）

に該当しないと認めるときは、当該届出書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

10|  
(略)

(届出書類の写しの金融商品取引所等への提出)

第六条 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたときは、遅滞なく、前条第一項及び第十項の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一・二 (略)

(訂正届出書の自発的提出)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたと きも、同様とする。

6|  
(略)

(届出書類の写しの金融商品取引所等への提出)

第六条 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたときは、遅滞なく、前条第一項及び第六項の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一・二 (略)

(訂正届出書の自発的提出)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第六項の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたと きも、同様とする。

2 | 第五条第六項から第九項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

(届出の効力発生日)

第八条 第四条第一項から第三項までの規定による届出は、内閣総理大臣が第五条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条第一項の規定による訂正届出書。次項において同じ。）を受理した日から十五日を経過した日に、その効力を生ずる。

2 前項の期間内に前条第一項の規定による訂正届出書の提出があつた場合における前項の規定の適用については、内閣総理大臣がこれを受理した日に、第五条第一項の規定による届出書の受理があつたものとみなす。

3 内閣総理大臣は、第五条第一項及び第十項若しくは前条第一項の規定による届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該届出書類の届出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、当該届出者に対し、第一項に規定する期間に満たない期間を指定し、又は第四条第一項から第三項までの規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知することができる。この場合において、同条第一項から第三項までの規定による届出は、当該満たない期間を

(新設)

(届出の効力発生日)

第八条 第四条第一項から第三項までの規定による届出は、内閣総理大臣が第五条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。）を受理した日から十五日を経過した日に、その効力を生ずる。

2 前項の期間内に前条の規定による訂正届出書の提出があつた場合における同項の規定の適用については、内閣総理大臣がこれを受理した日に、第五条第一項の規定による届出書の受理があつたものとみなす。

3 内閣総理大臣は、第五条第一項及び第六項若しくは前条の規定による届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該届出書類の届出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、当該届出者に対し、第一項に規定する期間に満たない期間を指定し、又は第四条第一項から第三項までの規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知することができる。この場合において、同条第一項から第三項までの規定による届出は、当該満たない期間を指定し

指定した場合にあつてはその期間を経過した日に、当該通知をした場合に於ては直ちに又は当該翌日に、その効力を生ずる。

4 (略)

(形式不備等による訂正届出書の提出命令)

第九条 内閣総理大臣は、第五条第一項及び第十項若しくは第七条第一項の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に対し、訂正届出書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第五条第六項から第八項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による処分があつた場合においては、第四条第一項から第三項までの規定による届出は、前条の規定にかかわらず、内閣総理大臣が指定する期間を経過した日に、その効力を生ずる。

4 (略)

5 第一項の規定による処分は、第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生ずることとなつた日以後は、することができない。ただし、その日以後に第七条第一項の規定により提出される訂正届出書については、この限りでない。

た場合に於てはその期間を経過した日に、当該通知をした場合に於ては直ちに又は当該翌日に、その効力を生ずる。

4 (略)

(形式不備等による訂正届出書の提出命令)

第九条 内閣総理大臣は、第五条第一項及び第六項若しくは第七条の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に対し、訂正届出書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(新設)

2 前項の規定による処分があつた場合においては、第四条第一項から第三項までの規定による届出は、前条の規定にかかわらず、内閣総理大臣が指定する期間を経過した日に、その効力を生ずる。

3 (略)

4 第一項の規定による処分は、第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生ずることとなつた日以後は、することができない。ただし、その日以後に第七条の規定により提出される訂正届出書については、この限りでない。

(虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令)

第十条 (略)

2 第五条第六項から第八項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に第一項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合について準用する。

4 (略)

(虚偽記載のある有価証券届出書の届出後一年内の届出の効力の停止等)

第十一条 (略)

2 前項の規定による処分があつた場合において、内閣総理大臣は、同項の記載につき第七条第一項又は前条第一項の規定により提出された訂正届出書の内容が適当であり、かつ、当該届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付けても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。

(訂正届出書の写しの金融商品取引所等への提出)

第十二条 第六条の規定は、第七条第一項、第九条第一項又は第十条

(虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令)

第十条 (略)

(新設)

2 前条第二項及び第三項の規定は、第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に前項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合について準用する。

3 (略)

(虚偽記載のある有価証券届出書の届出後一年内の届出の効力の停止等)

第十一条 (略)

2 前項の規定による処分があつた場合において、内閣総理大臣は、同項の記載につき第七条又は前条第一項の規定により提出された訂正届出書の内容が適当であり、かつ、当該届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付けても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。

(訂正届出書の写しの金融商品取引所等への提出)

第十二条 第六条の規定は、第七条、第九条第一項又は第十条第一項

第一項の規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。

(目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止)

第十三条 その募集又は売出し(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。))及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。))を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。)につき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合(同条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。)における有価証券の売出し(その売出額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。)に係る有価証券(以下この章において「既に開示された有価証券」という。)の発行者についても、同様とする。ただし、当該有価証券の募集が新株予約権証券の募集(会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより行うものであつて、第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものに限りでない。)であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、この限りでない。

一 当該新株予約権証券が金融商品取引所に上場されており、又はその発行後、遅滞なく上場されることが予定されていること。

の規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。

(目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止)

第十三条 その募集又は売出し(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。))及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。))を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。)につき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合(同条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。)における有価証券の売出し(その売出額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。)に係る有価証券(以下この章において「既に開示された有価証券」という。)の発行者についても、同様とする。

(新設)

二 当該新株予約権証券に関して第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行った旨その他内閣府令で定める事項を当該届出を行った後、遅滞なく、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。

2 前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一 第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合  
次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項  
(1) 第五条第一項各号に掲げる事項（当該募集又は売出しにつき同条第六項及び第七項の規定により外国会社届出書及びその補足書類が提出された場合には、これらの規定により当該書類に記載すべきものとされる事項。以下この項において同じ。）のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

(2) (略)

(新設)

2 前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一 第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合  
次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項  
(1) 第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

(2) (略)

ロ (略)

二 (略)

三 第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合

第七条第一項の規定による訂正届出書に記載した事項

3 前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同条第四項各号に掲げる全ての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

4・5 (略)

(届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付)

第十五条 (略)

2 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 第十三条第一項ただし書に規定する場合

ロ (略)

二 (略)

三 第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合

第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

3 前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

4・5 (略)

(届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付)

第十五条 (略)

2 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(新設)

3 (略)

4 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七條第一項の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三條第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

5・6 (略)

(虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第四号において「元引受契約」とは、有価証券の募集又は売出しに際して締結する次の各号のいずれかの契約をいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号及び第三号において同じ。）から取得することを内容とする契約

二 (略)

三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。）であ

3 (略)

4 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七條の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三條第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

5・6 (略)

(虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第四号において「元引受契約」とは、有価証券の募集又は売出しに際して締結する次の各号のいずれかの契約をいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得することを内容とする契約

二 (略)

(新設)

る場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約

（参照方式による場合の適用規定の読替え）

第二十三条の二 第五条第四項の規定の適用を受ける届出書若しくは当該届出書に係る訂正届出書が提出され、又は第十三条第三項の規定の適用を受ける目論見書が作成された場合における第七条、第九条から第十一条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び前条の規定の適用については、第七条第一項中「規定による届出書類」とあるのは「規定による届出書類（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。第九条から第十一条までにおいて同じ。）の規定の適用を受ける届出書にあつては、当該届出書に係る参照書類を含む。以下この項において同じ。）」と、第九条第一項中「届出書類」とあるのは「届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十条第一項中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、前条第一項若しくはこの項の規定

（参照方式による場合の適用規定の読替え）

第二十三条の二 第五条第四項の規定の適用を受ける届出書若しくは当該届出書に係る訂正届出書が提出され、又は第十三条第三項の規定の適用を受ける目論見書が作成された場合における第七条、第九条から第十一条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び前条の規定の適用については、第七条中「規定による届出書類」とあるのは「規定による届出書類（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。第九条から第十一条までにおいて同じ。）の規定の適用を受ける届出書にあつては、当該届出書に係る参照書類を含む。以下この条において同じ。）」と、第九条第一項中「届出書類」とあるのは「届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十条第一項中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条、前条第一項若しくはこの項の規定による訂正届出書に

による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十一条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは前条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）のうちに」と、同条第二項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書類を含む。」と、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）のうちに」と、同条第二項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（同条第三項の規定の適用を受ける目論見書にあつては、目論見書及び当該目論見書に係る参照書類）のうちに」と、第十九条第二項及び第二十条前段中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係

あつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十一条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは前条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）のうちに」と、同条第二項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書類を含む。」と、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）のうちに」と、同条第二項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（同条第三項の規定の適用を受ける目論見書にあつては、目論見書及び当該目論見書に係る参照書類）のうちに」と、第十九条第二項及び第二十条前段中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条、第九条第一項若しくは

第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。」と、「目論見書」とあるのは「目論見書（第十三條第三項の規定の適用を受ける目論見書にあつては、目論見書及び当該目論見書に係る参照書類）」と、第二十一條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五條第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）」のうち」と、同條第三項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（同條第三項の規定の適用を受ける目論見書にあつては、目論見書及び当該目論見書に係る参照書類）」のうち」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五條第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）」のうち」と、前條第一項中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書（第五條第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書に係る参照書類）」とする。

（発行登録書の効力発生日）

第十條第一項の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。」と、「目論見書」とあるのは「目論見書（第十三條第三項の規定の適用を受ける目論見書にあつては、目論見書及び当該目論見書に係る参照書類）」と、第二十一條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五條第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）」のうち」と、同條第三項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（同條第三項の規定の適用を受ける目論見書にあつては、目論見書及び当該目論見書に係る参照書類）」のうち」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五條第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）」のうち」と、前條第一項中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書（第五條第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書に係る参照書類）」とする。

（発行登録書の効力発生日）

第二十三条の五 第八条の規定は、発行登録の効力の発生について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条第一項の規定による訂正届出書。次項において同じ。）」とあるのは「第二十三条の三第一項に規定する発行登録書（以下第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）」と、同条第二項中「前条第一項の規定による訂正届出書」とあるのは「第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「第五条第一項の規定による届出書」とあるのは「発行登録書」と、同条第三項中「第五条第一項及び第十項若しくは前条第一項の規定による届出書類」とあるのは「発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録（以下第二十三条までにおいて「発行登録」という。）が効力を生ずることとなる日前において提出される第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「当該届出書類の届出者」とあるのは「これらの書類の提出者」と読み替えるものとする。

2 (略)

(発行登録書等に関する準用規定等)

第二十三条の十二 (略)

2～6 (略)

7 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者が、発行登録を行った有価証

第二十三条の五 第八条の規定は、発行登録の効力の発生について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。）」とあるのは「第二十三条の三第一項に規定する発行登録書（以下第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）」と、同条第二項中「前条の規定による訂正届出書」とあるのは「第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「第五条第一項の規定による届出書」とあるのは「発行登録書」と、同条第三項中「第五条第一項及び第六項若しくは前条の規定による届出書類」とあるのは「発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録（以下第二十三条までにおいて「発行登録」という。）が効力を生ずることとなる日前において提出される第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「当該届出書類の届出者」とあるのは「これらの書類の提出者」と読み替えるものとする。

2 (略)

(発行登録書等に関する準用規定)

第二十三条の十二 (略)

2～6 (略)

(新設)

券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る発行登録書又は発行登録書及び当該発行登録書についての第二十三条の四の規定による訂正発行登録書が提出された後に、第二十三条の三第一項及び第二項、第二十三条の四並びに第二十三条の八第一項の規定により当該発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行条件のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）に記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該書類に記載された方法により当該発行価格等が公表されたときは、第三項において準用する第十五条第二項及び第六項の規定にかかわらず、当該書類を第二項において準用する第十三条第一項の目論見書とみなし、当該発行価格等の公表を第三項において準用する第十五条第二項の規定による交付とみなす。

（有価証券報告書の提出）

第二十四条 略

257 略

8 第一項（第五項において準用する場合を含む。以下この項から第十三項までにおいて同じ。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」

（有価証券報告書の提出）

第二十四条 略

257 略

8 第一項（第五項において準用する場合を含む。以下この項から第十三項までにおいて同じ。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」

という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条において「有価証券報告書等」という。)に代えて、外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されているもの(以下この章において「外国会社報告書」という。)を提出することができる。

9・10 (略)

11 第八項及び第九項の規定により報告書提出外国会社が外国会社報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社報告書及びその補足書類を有価証券報告書とみなし、これらの提出を有価証券報告書等を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

12 内閣総理大臣は、外国会社報告書を提出した報告書提出外国会社が第八項の規定により外国会社報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条において「有価証券報告書等」という。)に代えて、外国において開示(当該外国の法令(外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。))に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。)が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されたもの(以下この章において「外国会社報告書」という。)を提出することができる。

9・10 (略)

11 第八項及び第九項の規定により報告書提出外国会社が外国会社報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社報告書及びその補足書類を有価証券報告書とみなし、これらの提出を有価証券報告書等を提出したものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令(以下この章から第二章の四までにおいて「金融商品取引法令」という。)の規定を適用する。

12 内閣総理大臣は、外国会社報告書を提出した報告書提出外国会社が第八項の外国会社報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(訂正届出書に関する規定の準用)

第二十四条の二 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、有価証券報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「有価証券報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十四条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとする。

2 有価証券の発行者である会社は、前項において準用する第七条第一項又は第十条第一項の規定により有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて訂正報告書を提出したときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 第六条の規定は、第一項において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により有価証券報告書又はその添付書類について訂正報告書が提出された場合について準用する。

(訂正届出書に関する規定の準用)

第二十四条の二 第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、有価証券報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第六項の規定による届出書類」とあるのは「有価証券報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとする。

2 有価証券の発行者である会社は、前項において準用する第七条又は第十条第一項の規定により有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて訂正報告書を提出したときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 第六条の規定は、第一項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により有価証券報告書又はその添付書類について訂正報告書が提出された場合について準用する。

4 前条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。

(虚偽記載のある有価証券報告書の提出後一年内の届出の効力の停止等)

第二十四條の三 第十一條の規定は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書(その訂正報告書を含む。次条において同じ。)を提出した者が当該記載について前条第一項において準用する第七條第一項の規定により訂正報告書を提出した日又は前条第一項において準用する第十條第一項の規定により訂正報告書の提出を命ぜられた日から一年以内に提出する第五條第一項に規定する届出書又は発行登録書若しくは発行登録追補書類について準用する。

(有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出)

第二十四條の四の二 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、第二十四條の二第一項において読み替えて準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (略)

4 前条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。

(虚偽記載のある有価証券報告書の提出後一年内の届出の効力の停止等)

第二十四條の三 第十一條の規定は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書(その訂正報告書を含む。次条において同じ。)を提出した者が当該記載について前条第一項において準用する第七條の規定により訂正報告書を提出した日又は同項において準用する第十條第一項の規定により訂正報告書の提出を命ぜられた日から一年以内に提出する第五條第一項に規定する届出書又は発行登録書若しくは発行登録追補書類について準用する。

(有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出)

第二十四條の四の二 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、第二十四條の二第一項において読み替えて準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (略)

6 第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、報告書提出外国会社が第一項又は第二項の規定により確認書を提出する場合（外国会社報告書を提出している場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第八項中「外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。）とあるのは「外国会社」と、「第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類（以下この条において「有価証券報告書等」という。）とあるのは「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と、「外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する」とあるのは「確認書に記載すべき事項を記載した」と、同条第九項中「当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他」と、同条第十一項中「有価証券報告書等」とあるのは「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、報告書提出外国会社が第一項又は第二項の規定により確認書を提出する場合（外国会社報告書を提出している場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第八項中「外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。）とあるのは「外国会社」と、「第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類（以下この条において「有価証券報告書等」という。）とあるのは「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と、「外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている有価証券報告書等に類する」とあるのは「確認書に記載すべき事項を記載した」と、同条第九項中「当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他」と、同条第十一項中「有価証券報告書等」とあるのは「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による

(訂正確認書の提出)

第二十四条の四の三 第七條第一項、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、確認書について準用する。この場合において、第七條第一項中「第四條第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五條第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「確認書」と、「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第九條第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第十條第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第十條第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「確認書の提出者」と、第十條第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正確認書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第六條の規定は、前項において準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により確認書の訂正確認書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十四条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一

確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(訂正確認書の提出)

第二十四条の四の三 第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、確認書について準用する。この場合において、第七條中「第四條第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五條第一項及び第六項の規定による届出書類」とあるのは「確認書」と、「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第九條第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第十條第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「確認書の提出者」と、第十條第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正確認書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第六條の規定は、前項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により確認書の訂正確認書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十四条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規

項の規定により外国会社が提出した確認書の訂正確認書を提出する  
場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは  
、政令で定める。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体  
制の評価)

第二十四条の四の四 (略)

25 (略)

6 第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定  
は、報告書提出外国会社が第一項又は第二項の規定による内部統制  
報告書を提出する場合(外国会社報告書を提出している場合に限る  
。)について準用する。この場合において、同条第八項中「外国会  
社(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した  
ものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。)」とあるのは  
「外国会社」と、「第一項の規定による有価証券報告書及び第六項  
の規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条にお  
いて「有価証券報告書等」という。)」とあるのは「第二十四条の  
四の四第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項において準用  
する場合を含む。)」の規定による内部統制報告書及び同条第四項の  
規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条におい  
て「内部統制報告書等」という。)」と、「外国において開示が行  
われている有価証券報告書等に類する」とあるのは「内部統制報告  
書等に記載すべき事項を記載した」と、同条第九項中「、当該外国

定により外国会社が提出した確認書の訂正確認書を提出する場合に  
ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令  
で定める。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体  
制の評価)

第二十四条の四の四 (略)

25 (略)

6 第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定  
は、報告書提出外国会社が第一項又は第二項の規定による内部統制  
報告書を提出する場合(外国会社報告書を提出している場合に限る  
。)について準用する。この場合において、同条第八項中「外国会  
社(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した  
ものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。)」とあるのは  
「外国会社」と、「第一項の規定による有価証券報告書及び第六項  
の規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条にお  
いて「有価証券報告書等」という。)」とあるのは「第二十四条の  
四の四第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項において準用  
する場合を含む。)」の規定による内部統制報告書及び同条第四項の  
規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条におい  
て「内部統制報告書等」という。)」と、「外国において開示(当  
該外国の法令(外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で  
定める者の規則を含む。))に基づいて当該外国において公衆の縦覧

会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他」と、同条第十一項中「有価証券報告書等」とあるのは「内部統制報告書等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(訂正内部統制報告書の提出)

第二十四条の四の五 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、内部統制報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「内部統制報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とある

に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている有価証券報告書等に類する」とあるのは「内部統制報告書等に記載すべき事項を記載した」と、同条第九項中「当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他」と、同条第十一項中「有価証券報告書等」とあるのは「内部統制報告書等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(訂正内部統制報告書の提出)

第二十四条の四の五 第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、内部統制報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第六項の規定による届出書類」とあるのは「内部統制報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報

のは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第六条の規定は、前項において準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十四條第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により外国会社が提出した内部統制報告書の訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(四半期報告書の提出)

第二十四條の四の七 (略)

2・3 (略)

4 第七條第一項、第九條第一項及び第十條第一項の規定は四半期報告書について、第二十二條の規定は四半期報告書及びその訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七條第一項中「第四條第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五條第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「四

告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第六条の規定は、前項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十四條第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により外国会社が提出した内部統制報告書の訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(四半期報告書の提出)

第二十四條の四の七 (略)

2・3 (略)

4 第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は四半期報告書について、第二十二條の規定は四半期報告書及びその訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七條中「第四條第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五條第一項及び第六項の規定による届出書類」とあるのは「四半期報告書(

半期報告書（第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）と、「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「四半期報告書又はその訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の四の七第四項において準用する前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六条の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。次項から第十一項までにおいて同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び前項において準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告

第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）と、「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「四半期報告書又はその訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の四の七第四項において準用する前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六条の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。次項から第十一項までにおいて同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び前項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告

書提出外国会社（第二項の規定により四半期報告書を提出する報告書提出外国会社を含む。以下この条において同じ。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による四半期報告書に代えて、外国において開示が行われている四半期報告書に類する書類であつて英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社四半期報告書」という。）を提出することができる。

7・8 (略)

9 内閣総理大臣は、外国会社四半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

10 (略)

11 第六項から第八項までの規定は、第四項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

12・13 (略)

(確認書に関する規定の四半期報告書への準用)

書提出外国会社（第二項の規定により四半期報告書を提出する報告書提出外国会社を含む。以下この条において同じ。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による四半期報告書に代えて、外国において開示が行われている四半期報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（以下この条において「外国会社四半期報告書」という。）を提出することができる。

7・8 (略)

9 内閣総理大臣は、外国会社四半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第六項の外国会社四半期報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

10 (略)

11 第六項から第八項までの規定は、第四項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

12・13 (略)

(確認書に関する規定の四半期報告書への準用)

第二十四条の四の八 第二十四条の四の二の規定は、前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「四半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国会社四半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「四半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」とあるのは「第二十四条の四の八において読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2  
(略)

(半期報告書及び臨時報告書の提出)

第二十四条の四の八 第二十四条の四の二の規定は、前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「四半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国会社四半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「四半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」とあるのは「第二十四条の四の八において読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2  
(略)

(半期報告書及び臨時報告書の提出)

第二十四条の五 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項及び第二十項において同じ。)のうち、第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社について準用する。この場合において、第一項中「以外の会社」とあるのは「以外の会社(特定有価証券(第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)の発行者に限る。)」と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る特定期間(第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。)」と、「事業年度ごと」とあるのは「特定期間ごと」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、「当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、前項中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第七條第一項、第九條第一項及び第十條第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二條の規定は半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記

第二十四条の五 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項及び第十五項において同じ。)のうち、第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社について準用する。この場合において、第一項中「以外の会社」とあるのは「以外の会社(特定有価証券(第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)の発行者に限る。)」と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る特定期間(第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。)」と、「事業年度ごと」とあるのは「特定期間ごと」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、「当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、前項中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二條の規定は半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記

偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）又は臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要がある」と認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四條の五第五項において準用する前項」と読み替えるものとする

載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第六項の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）又は臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要がある」と認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四條の五第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。

- 6 第六条の規定は、第一項（第三項において準用する場合を含む。次項から第十二項までにおいて同じ。）又は第四項の規定により半期報告書又は臨時報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりこれらの報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。
- 7 第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、同項の規定による半期報告書に代えて、外国において開示が行われている半期報告書に類する書類であつて英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社半期報告書」という。）を提出することができる。
- 8・9 (略)
- 10 内閣総理大臣は、外国会社半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第七項の規定により外国会社半期報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 11 (略)
- 12 第七項から第十項までの規定は、第五項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社半期報告書及びその補足書類
- 6 第六条の規定は、第一項（第三項において準用する場合を含む。次項から第十二項までにおいて同じ。）又は第四項の規定により半期報告書又は臨時報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりこれらの報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。
- 7 第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による半期報告書に代えて、外国において開示が行われている半期報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（以下この条において「外国会社半期報告書」という。）を提出することができる。
- 8・9 (略)
- 10 内閣総理大臣は、外国会社半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第七項の外国会社半期報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 11 (略)
- 12 第七項から第九項までの規定は、第五項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社半期報告書及びその補足書類の訂正

- の訂正報告書を提出する場合について準用する。
- 13・14 (略)
- 15 報告書提出外国会社が第四項の規定により臨時報告書を提出しなければならぬ場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当するときは、同項の規定による臨時報告書に代えて、内閣府令で定めるところにより、同項の規定により記載すべき内容が英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社臨時報告書」という。）を提出することができる。
- 16 前項の規定により報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出した場合には、当該外国会社臨時報告書を臨時報告書とみなし、その提出を臨時報告書を提出したものとみなして、金融商品取引法令を適用する。
- 17 内閣総理大臣は、外国会社臨時報告書を提出した報告書提出外国会社が第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 18 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第四項の規定にかかわらず、同項の規定による臨時報告書を、遅滞なく、提出しなければならない。
- 19 第十五項から前項までの規定は、第五項において読み替えて準用

報告書を提出する場合について準用する。

13・14 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社臨時報告書の訂正報告書を提出する場合について準用する。

20] 第四項の規定により臨時報告書を提出しなければならない会社（第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社に限る。）が、内閣府令で定めるところにより、第四項の規定による臨時報告書に記載すべき内容の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「臨時代替書面」という。）を臨時報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第四項の規定の適用については、同項中「その内容を記載した報告書」とあるのは、「その内容（第二十項に規定する臨時代替書面に記載された内容を除く。）を記載した報告書」とする。

21] (略)

(確認書に関する規定の半期報告書への準用)

第二十四条の五の二 第二十四条の四の二の規定は、前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び同条第五項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を

15] 第四項の規定により臨時報告書を提出しなければならない会社（第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社に限る。）が、内閣府令で定めるところにより、第四項の規定による臨時報告書に記載すべき内容の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「臨時代替書面」という。）を臨時報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第四項の規定の適用については、同項中「その内容を記載した報告書」とあるのは、「その内容（第十五項に規定する臨時代替書面に記載された内容を除く。）を記載した報告書」とする。

16] (略)

(確認書に関する規定の半期報告書への準用)

第二十四条の五の二 第二十四条の四の二の規定は、前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び同条第五項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出す

提出する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「半期報告書に代えて外国会社半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国会社半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」とあるのは「第二十四条の五の二において読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(自己株券買付状況報告書の提出)

第二十四条の六 (略)

2 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は前項に規定する報告書（以下「自己株券買付状況報告書」という。）について、第二十二条の規定は自己株券買付状況報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは

る場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「半期報告書に代えて外国会社半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国会社半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」とあるのは「第二十四条の五の二において読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(自己株券買付状況報告書の提出)

第二十四条の六 (略)

2 第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は前項に規定する報告書（以下「自己株券買付状況報告書」という。）について、第二十二条の規定は自己株券買付状況報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を

誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「自己株券買付状況報告書（第二十四条の六第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「第二十一条第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社その提出の時ににおける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号とあるのは「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第六項の規定による届出書類」とあるのは「自己株券買付状況報告書（第二十四条の六第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「第二十一条第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社その提出の時ににおける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号とあるのは「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

3 第六条の規定は、第一項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。

(親会社等状況報告書の提出)

第二十四條の七 (略)

2 (略)

3 第七條第一項、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、親会社等状況報告書について準用する。この場合において、第七條第一項中「第四條第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五條第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「親会社等状況報告書(第二十四條の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。)」と、「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九條第一項中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十條第一項中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があるときは、第四條第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第六条の規定は、第一項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。

(親会社等状況報告書の提出)

第二十四條の七 (略)

2 (略)

3 第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、親会社等状況報告書について準用する。この場合において、第七條中「第四條第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五條第一項及び第六項の規定による届出書類」とあるのは「親会社等状況報告書(第二十四條の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。)」と、「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九條第一項中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、第十條第一項中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があるときは、第四條第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項本文若しくは第二項本文の規定により親会社等状況報告書を提出し、又は前項において準用する第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定により親会社等状況報告書の訂正報告書を提出した親会社等は、遅滞なく、これらの書類の写しを当該親会社等の提出子会社に送付するとともに、これらの書類の写しを次の各号に掲げる当該提出子会社が発行者である有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一・二 (略)

5 第二十四條第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、外国会社である親会社等が親会社等状況報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同條第八項中「外国会社(第二十三條の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。)」とあるのは「外国会社である親会社等(第二十四條の七第一項に規定する親会社等を含む。以下この条において同じ。)」と、「外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する」とあるのは「親会社等状況報告書に記載すべき事項を記載した」と、同條第九項中「当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項本文若しくは第二項本文の規定により親会社等状況報告書を提出し、又は前項において準用する第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定により親会社等状況報告書の訂正報告書を提出した親会社等は、遅滞なく、これらの書類の写しを当該親会社等の提出子会社に送付するとともに、これらの書類の写しを次の各号に掲げる当該提出子会社が発行者である有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一・二 (略)

5 第二十四條第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、外国会社である親会社等が親会社等状況報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同條第八項中「外国会社(第二十三條の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。)」とあるのは「外国会社である親会社等(第二十四條の七第一項に規定する親会社等を含む。以下この条において同じ。)」と、「外国において開示(当該外国の法令(外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。))に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四條の四の七第六項及び第二十四條の五第七項において同じ。)」が行われている有価証券報告書等に類する」とあるのは「親会社等状況報告書に記載すべき事項を記載した」と、同條第九項中「当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他

6  
(略)

(有価証券届出書等の公衆縦覧)

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第十項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 第五条第一項及び第十項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届

）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6  
(略)

(有価証券届出書等の公衆縦覧)

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届

出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。) 五  
年

二〇十二 (略)

2〇8 (略)

(会社以外の発行者に関する準用規定)

第二十七条 第二条の二、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者(第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項(第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の三第三項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項、第二十四条の四の七第六項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定にあつては外国の者に限る。)である場合について準用する。この場合において、第五条第六項及び第二十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第九条第二項並びに第十条第二項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届出書提出外国者」と、第二十四条第八項及び第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の七第六項及び第八項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項、第九項から

出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。) 五  
年

二〇十二 (略)

2〇8 (略)

(会社以外の発行者に関する準用規定)

第二十七条 第二条の二、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者(第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項(第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の三第三項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項、第二十四条の四の七第六項から第十一項まで及び第二十四条の五第七項から第十二項までの規定にあつては外国の者に限る。)である場合について準用する。この場合において、第二十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、同項、同条第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の七第六項及び第八項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項及び第九項から第十二項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(発行者以外の者による株券等の公開買付け)

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの(以下この章及び第二十七条の三十の十一(第四項を除く。))において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。)の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならない。ただし、新株予約権(会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等及び株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。)から行う株券等

(発行者以外の者による株券等の公開買付け)

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの(以下この章及び第二十七条の三十の十一(第四項を除く。))において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。)の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならない。ただし、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等及び株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。)から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等は、この限りでない。

の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等は、この限りでない。

一〇六 (略)

258 (略)

(開示用電子情報処理組織の定義)

第二十七条の三十の二 この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と、第五条第一項（同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第七条第一項（第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項

一〇六 (略)

258 (略)

(開示用電子情報処理組織の定義)

第二十七条の三十の二 この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と、第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第七条（第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一

(同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の第三項(第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の三第一項若しくは第四項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の四(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の七第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の八第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の九第一項(同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の十第一項(同項後段を除き、同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の二第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第四項(これらの規定を第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の四第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三

項(第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。))、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の三第一項若しくは第四項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の四(第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の七第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の八第一項(同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の九第一項(同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の十第一項(同項後段を除き、同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の四の二第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第四項(これらの規定を第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))並びに第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の四の四第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条にお

項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。））若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第一項若しくは第十一項、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十三第二項（第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）若しくは第十條第一項（同項後段を除く。）の規定による手続（これらの手続

いて準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。））若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第一項若しくは第十一項、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十三第二項（第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）若しくは第十條第一項（同項後段を除く。）の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないもの提

により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）又は第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の五第二号の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（虚偽の特定証券等情報に係る賠償責任）

第二十七条の三十三 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十一条（第一項第三号、第二項第二号及び第三号並びに第三項を除く。）の規定は、特定証券等情報（特定証券情報、第二十七条の三十一第三項の規定の適用を受ける特定証券情報に係る参照情報又は訂正特定証券情報（当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。）をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定証券等情報（第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証

出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）又は第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の五第二号の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（虚偽の特定証券等情報に係る賠償責任）

第二十七条の三十三 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十一条（第一項第三号、第二項第二号及び第三号並びに第三項を除く。）の規定は、特定証券等情報（特定証券情報、第二十七条の三十一第三項の規定の適用を受ける特定証券情報に係る参照情報又は訂正特定証券情報（当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。）をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定証券等情報（第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証

券届出書の届出者」とあるのは「特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者」と、「募集又は売出しに応じて取得した者」とあるのは「特定証券等情報に係る特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）に応じて取得した者（当該特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該特定証券等情報の提供を受けた者に限る。以下この項及び第二十七条の三十三において読み替えて準用する第二十一条において同じ。）と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、第十九条第二項中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十七条の三十三において読み替えて準用する第十八条」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）とあるのは「特定証券等情報の提供又は公表があつた時から七年間」と、第二十一条第一項各号列記以外の

券届出書の届出者」とあるのは「特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者」と、「募集又は売出しに応じて取得した者」とあるのは「特定証券等情報に係る特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）に応じて取得した者（当該特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該特定証券等情報の提供を受けた者に限る。以下この項及び第二十七条の三十三において読み替えて準用する第二十一条において同じ。）と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、第十九条第二項中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）とあるのは「特定証券等情報の提供又は公表があつた時から七年間」と、第二十一条第一項各号列記以外の

部分中「有価証券届出書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「募集又は売出し」とあるのは「特定勧誘等」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、同項第一号中「有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「特定証券等情報を提供し、若しくは公表した発行者」と、「提出の時」とあるのは「提供若しくは公表の時」と、「当該会社の発起人」とあるのは「当該発行者の発起人その他これに準ずる者」と、「提出が会社の成立」とあるのは「提供又は公表が発行者の成立又は発足」と、同項第二号中「当該売出し」とあるのは「当該特定勧誘等（特定売付け勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定売付け勧誘等という。以下この号において同じ。）であるものに限る。）」と、「その売出し」とあるのは「その特定売付け勧誘等」と、同項第四号中「募集」とあるのは「特定勧誘等（特定取得勧誘（第二十七条の三十一第一項に規定する特定取得勧誘をいう。）であるものに限る。）」と、同条第二項第一号中「又は第二号」とあるのは、「第二号又は第四号」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、同条第四項中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定勧誘等」と、同項第一号中「有価証券を」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券を」と、同項第二号中「有価証券」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券」と、同項第三号中「有価証券が」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券が」と読み替えるものとするほか、

部分中「有価証券届出書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「募集又は売出し」とあるのは「特定勧誘等」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、同項第一号中「有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「特定証券等情報を提供し、若しくは公表した発行者」と、「提出の時」とあるのは「提供若しくは公表の時」と、「当該会社の発起人」とあるのは「当該発行者の発起人その他これに準ずる者」と、「提出が会社の成立」とあるのは「提供又は公表が発行者の成立又は発足」と、同項第二号中「当該売出し」とあるのは「当該特定勧誘等（特定売付け勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定売付け勧誘等という。以下この号において同じ。）であるものに限る。）」と、「その売出し」とあるのは「その特定売付け勧誘等」と、同項第四号中「募集」とあるのは「特定勧誘等（特定取得勧誘（第二十七条の三十一第一項に規定する特定取得勧誘をいう。）であるものに限る。）」と、同条第二項第一号中「又は第二号」とあるのは、「第二号又は第四号」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、同条第四項中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定勧誘等」と、同項第一号中「有価証券を」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券を」と、同項第二号中「有価証券」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条 (略)

256 (略)

7 この章において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号及び第三号において同じ。）から取得すること。

二 (略)

三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

8 (略)

(登録の拒否)

第二十八条 (略)

256 (略)

7 この章において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二 (略)

(新設)

8 (略)

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

ニ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項並びに第五十七条の二十第一項第一号及び第三項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ〜ト (略)

三〜六 (略)

255 (略)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

ニ 金融商品取引業（投資助言・代理業を除く。）を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項並びに第五十七条の二十第一項第一号及び第三項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ〜ト (略)

三〜六 (略)

255 (略)

(適格投資家に関する業務についての登録等の特例)

第二十九条の五 第二十九条の登録を受けようとする者が投資運用業のうち次に掲げる全ての要件を満たすもの(以下この条において「適格投資家向け投資運用業」という。)を行おうとする場合における当該適格投資家向け投資運用業についての第二十九条の二第一項第五号及び前条第一項第五号イの規定の適用については、第二十九条の二第一項第五号中「投資運用業の種別」とあるのは「投資運用業の種別(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業にあつては、これに該当する旨を含む。)」と、前条第一項第五号イ中「取締役会及び監査役」とあるのは「監査役」と、「取締役会設置会社」とあるのは「監査役設置会社若しくは委員会設置会社」とする。

一 全ての運用財産(第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次号において同じ。)に係る権利者(第四十二条第一項に規定する権利者をいい、第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。)の投資主(同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。)その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。)が適格投資家のみであること。

二 全ての運用財産の総額が投資運用業の実態及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める金額を超え

(新設)

ないものであること。

2 | 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者が第二条第八項第十二号に掲げる契約に基づき次に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う権限の全部の委託を受けた者である場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、当該金融商品取引業者が適格投資家を相手方として行う当該有価証券の私募の取扱い（当該有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定めるものに限る。）を行う業務は、第二種金融商品取引業とみなす。

一 | 第二条第十号に掲げる有価証券

二 | 第二条第十一号に掲げる有価証券

三 | 第二条第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）

四 | 第二条第二十一号に掲げる有価証券のうち、同条第八項第十四号又は第十五号に規定する政令で定める権利を表示するもの

五 | 前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

3 | 第一項第一号及び前項の「適格投資家」とは、特定投資家その他その知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に準ずる者として内閣府令で定める者又は金融商品取引業者（第二十九条の登録

を受けようとする者を含む。)と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。

4 第一項及び第二項の規定の適用については、次に掲げる者は、前項に規定する適格投資家に該当しないものとみなす。

一 その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を適格投資家(前項に規定する適格投資家をいう。次号において同じ。)以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

二 有価証券に対する投資事業に係る契約その他の法律行為(当該契約その他の法律行為に基づく権利が第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものに限る。)で適格投資家以外の者を相手方とするものに基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者(当該投資事業に係る財産の運用が第三十四条に規定する金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。)その他の政令で定める者により行われる場合を除く。)

三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

5 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者が当該適格投資家向け投資運用業を行う場合における第二条第十一項、第六十六条の二第一項第四号及び第六十六条の十四第一号ハの規定の適用については、第二条第十一項中「第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業」と

あるのは「第一種金融商品取引業」と、「同項」とあるのは「第二十八條第四項」と、第六十六條の二第一項第四号中「第一種金融商品取引業又は投資運用業（第二十八條第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六條の十四第一号ハにおいて同じ。）」とあるのは「第一種金融商品取引業」と、第六十六條の十四第一号ハ中「又は投資運用業」とあるのは「又は投資運用業（同條第四項に規定する投資運用業をいう。ハにおいて同じ。）」とする。

（金融商品取引業を行う旨の表示等の禁止）

第三十一條の三の二 金融商品取引業者等（第三十四條に規定する金融商品取引業者等をいう。）、金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業（第三十三條の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を含む。以下この条において同じ。）を行うことができる者以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 第三十六條の二第一項に規定する標識又はこれに類似する標識の掲示その他の金融商品取引業を行う旨の表示をすること。
- 二 金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約（第三十四條に規定する金融商品取引契約をいう。）の締結について勧誘をすること（第二條第八項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三條の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか

（新設）

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三條の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか

に該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)

第三十四条の二 (略)

2～4 (略)

5 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(第二十九条の五第三項及びこの款を除く。 )の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。

一・二 (略)

6・7 (略)

8 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が第六項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約については、当該申出者を特定投資家以外の顧客とみなして、この法律(第二十九条の五第三項及びこの款を

に該当するとき(第三号にあつてはその行おうとする業務が投資助言・代理業のみであるときを除く。 )、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)

第三十四条の二 (略)

2～4 (略)

5 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この款を除く。 )の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。

一・二 (略)

6・7 (略)

8 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が第六項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約については、当該申出者を特定投資家以外の顧客とみなして、この法律(この款を除く。 )の規定を適用する

除く。)の規定を適用する。

9～13 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)

第三十四条の三 (略)

2・3 (略)

4 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(第二十九条の五第三項及びこの款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。

一・二 (略)

5 (略)

6 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約(期限日以前に締結するものに限る。)については、当該申出者を特定投資家とみなして、この法律(第二十九条の五第三項及びこの款を除く。)の規定を適用する。

7～13 (略)

(標識の揭示)

。

9～13 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)

第三十四条の三 (略)

2・3 (略)

4 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。

一・二 (略)

5 (略)

6 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約(期限日以前に締結するものに限る。)については、当該申出者を特定投資家とみなして、この法律(この款を除く。)の規定を適用する。

7～13 (略)

(標識の揭示)

第三十六条の二 (略)

2 金融商品取引業者等以外の者(金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。)は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(引受人の信用供与の制限)

第四十四条の四 有価証券の引受人となつた金融商品取引業者は、当該有価証券(第二条第六項第三号に掲げるものを行う金融商品取引業者にあつては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券)を売却する場合において、引受人となつた日から六月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない。

第六十一条 (略)

2 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業(第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に限る。以下この項において同じ。)を行う者(第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて第二十九条の登録を受けた者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方として投資運用業を行うことができる。

3 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業

第三十六条の二 (略)

2 金融商品取引業者等以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(引受人の信用供与の制限)

第四十四条の四 有価証券の引受人となつた金融商品取引業者は、当該有価証券を売却する場合において、引受人となつた日から六月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない。

第六十一条 (略)

2 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業(第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に限る。以下この項において同じ。)を行う者(第二十九条の登録を受けた者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方として投資運用業を行うことができる。

3 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業

(第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。)を行う者(第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて第二十九条の登録を受けた者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方として投資運用業(第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。)を行うことができる。この場合において、第六十三条第二項並びに第六十三条の三第一項及び第三項の規定は、適用しない。

4 前二項の規定の適用を受ける者であつて第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち投資助言・代理業のみについて第二十九条の登録を受けた者が前二項の規定により行うことができる」とされる業務を行う場合においては、この章第二節第一款及び第三款の規定は、適用しない。

(金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合)  
第六十三条の三 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等(第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。)は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にその旨及び第六十三条第二項第五号に規定する業務の種別その他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

2 第六十三条第三項、第五項及び第六項並びに前条第三項の規定は、前項の規定による届出を行った金融商品取引業者等について準用

(第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。)を行う者(第二十九条の登録を受けた者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方として投資運用業(同号に掲げる行為を行う業務に限る。)を行うことができる。この場合において、第六十三条第二項の規定は、適用しない。

(新設)

(金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合)  
第六十三条の三 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等(第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。)は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にその旨及び第六十三条第二項第五号に規定する業務の種別を届け出なければならない。

2 第六十三条第五項及び第六項並びに前条第三項の規定は、前項の規定による届出を行った金融商品取引業者等について準用する。こ

する。この場合において、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは「金融商品取引業者等」と、第六十三条第三項中「前項」とあるのは「第六十三条の三第一項」と、「同項各号に掲げる事項」とあるのは「同項に規定する業務の種別その他内閣府令で定める事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第六十六条 (略)

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ〜ニ (略)

ホ 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

ヘ〜ヨ (略)

二〜八 (略)

3〜6 (略)

の場合において、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは、「金融商品取引業者等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第六十六条 (略)

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ〜ニ (略)

ホ 株式無償割当て

ヘ〜ヨ (略)

二〜八 (略)

3〜6 (略)

(無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果)

第一百七十一条の二 無登録業者(第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。)が、未公開有価証券につき売付け等(売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。)を行った場合には、対象契約(当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公開有価証券の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。)は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公開有価証券の売主若しくは発行者(当該対象契約の当事者に限る。)が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

2 前項の「未公開有価証券」とは、社債券、株券、新株予約権証券その他の適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券であつて、次に掲げる有価証券のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券
- 二 店頭売買有価証券又は取扱有価証券

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができる有価証券として政令で定める有価証券

(虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令)

第一百七十二条の二 (略)

2 (略)

3 前二項の「発行開示書類」とは、第五条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の九第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、若しくは第二十三条の十第一項(同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。))又は第二十三条の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の

(虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令)

第一百七十二条の二 (略)

2 (略)

3 前二項の「発行開示書類」とは、第五条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))及びその添付書類、第二十三条の四若しくは第二十三条の九第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))若しくは第二十三条の十第一項(同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。))又は第二十三条の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の

。 ) の規定による発行登録追補書類 ( 当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。 ) 及びその添付書類をいう。

4・5 (略)

6 発行開示訂正書類 ( 第七条第一項前段 ( 第二十七条において準用する場合を含む。 ) の規定による訂正届出書又は第二十三条の四前段 ( 第二十七条において準用する場合を含む。 ) の規定による訂正発行登録書をいう。以下この章において同じ。 ) を提出すべき発行者が、当該発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出し ( 当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。 ) により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 ( 次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額 ) に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

( 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令 )

第一百七十二条の四 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等 ( 第二十四条第一項若しくは第三項 ( これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。 ) 及び第二十四条第六項 ( 第二十七条において準用する場

規定による発行登録追補書類 ( 当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。 ) 及びその添付書類をいう。

4・5 (略)

6 発行開示訂正書類 ( 第七条前段 ( 第二十七条において準用する場合を含む。 ) の規定による訂正届出書又は第二十三条の四前段 ( 第二十七条において準用する場合を含む。 ) の規定による訂正発行登録書をいう。以下この章において同じ。 ) を提出すべき発行者が、当該発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出し ( 当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。 ) により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 ( 次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額 ) に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

( 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令 )

第一百七十二条の四 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等 ( 第二十四条第一項若しくは第三項 ( これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。 ) 及び第二十四条第六項 ( 第二十七条において準用する場

合を含む。)の規定による有価証券報告書及びその添付書類又は第二十四条の二第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)  
において準用する第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。)を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている四半期・半期・臨時報告書等(第二十四条の四の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定に

合を含む。)の規定による有価証券報告書及びその添付書類又は第二十四条の二第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)  
において準用する第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。)を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている四半期・半期・臨時報告書等(第二十四条の四の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定に

定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額（同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

3・4 (略)

(被審人の代理人等)

第百八十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（以下この条において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。

3 (略)

4 指定職員は、第百七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更（内閣府令で定める範囲のものに限る。）の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

(課徴金の納付命令の決定等)

第百八十五条の七 (略)

2・5 (略)

る訂正報告書をいう。以下この章において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額（同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

3・4 (略)

(被審人の代理人等)

第百八十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（次項において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。

3 (略)

(新設)

(課徴金の納付命令の決定等)

第百八十五条の七 (略)

2・5 (略)

6 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類等（有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等）をいい、これらの書類に係る虚偽の記載を訂正し、又は記載すべき重要な事項の不備を補正する第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第七十八条第一項第四号に係るものに限る。）をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額（以下この項、次項及び第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定ごとの算出額」という。）を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、第七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按あん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一・二 （略）

7～28 （略）

29 第四項から第七項まで、第十項及び第十一項の「記載対象事業年度」とは、次の各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号

6 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類等（有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等）をいい、これらの書類に係る虚偽の記載を訂正し、又は記載すべき重要な事項の不備を補正する第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第七十八条第一項第四号に係るものに限る。）をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額（以下この項、次項及び第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定ごとの算出額」という。）を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、第七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按あん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一・二 （略）

7～28 （略）

29 第四項から第七項まで、第十項及び第十一項の「記載対象事業年度」とは、次の各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号

に定める事業年度をいう。

一 第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 当該有価証券報告書及びその添付書類に係る事業年度

二 第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による四半期報告書及びその訂正報告書 当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度

三 第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による半期報告書及びその訂正報告書 当該半期報告書に係る期間の属する事業年度

四 第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を

に定める事業年度をいう。

一 第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 当該有価証券報告書及びその添付書類に係る事業年度

二 第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による四半期報告書及びその訂正報告書 当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度

三 第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による半期報告書及びその訂正報告書 当該半期報告書に係る期間の属する事業年度

四 第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を

む。)及び第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定による臨時報告書及びその訂正報告書 当該臨時報告書を提出した日の属する事業年度

む。)及び第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による臨時報告書及びその訂正報告書 当該臨時報告書を提出した日の属する事業年度

五 (略)

五 (略)

(裁判所の禁止又は停止命令)

(裁判所の禁止又は停止命令)

第百九十二条 (略)

第百九十二条 (略)

3 前二項の事件は、被申立人の住所地又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地の地方裁判所の管轄とする。

3 前二項の事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

4 (略)

4 (略)

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

第百九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの(次条及び第百九十三条の四において「特定発行者」という。)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第四項、次条及び第百九十三条の四において「財務計算に関する書類」という。))には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第百九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの(次条において「特定発行者」という。)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。))には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一〜三 (略)

一〜三 (略)

258 (略)

(会計の専門家の活用等)

第九十三條の四 特定発行者は、公認会計士及び企業財務会計士その他の会計の専門家(次項において「会計の専門家」という。)の活用を通じて、経理に関する知識及び能力の維持向上を図り、この法律の規定により提出しなければならないとされる財務計算に関する書類その他財務に関する情報の適正性の確保に努めるものとする。

2 特定発行者は、内閣府令で定めるところにより、有価証券届出書及び有価証券報告書その他の政令で定める書類に、会計の専門家の活用の状況に関する事項を記載しなければならない。

第九十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五條第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第二十三條の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)(この規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))

258 (略)

(新設)

第九十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五條第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第二十三條の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)(この規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))

含む。)及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。 )、第二十三条の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定による発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。 )及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。 )及び第二十七条において準用する場合を含む。 )若しくは第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

二〇五 (略)

2 (略)

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。 )、第二十四条の四の四第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を

含む。)及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。 )、第二十三条の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定による発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。 )及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。 )及び第二十七条において準用する場合を含む。 )若しくは第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

二〇五 (略)

2 (略)

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。 )、第二十四条の四の四第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を

含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第五項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、及び第二十七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、

含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)、若しくは第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第五項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、及び第二十七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十

第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七の十の三（略）

十の四 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けな  
いで金融商品取引業を行った者

十の五 不正の手段により第二十九条の登録を受けた者

十の六 第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を  
行わせた者

十の七（略）

十一の十三（略）

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役  
若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（削る）

七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項  
において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定に  
よる訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条  
の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十  
五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報  
告書又は第二十七条の二十五第四項（第二十七条の二十六第六項  
において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第  
一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定  
による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のある  
ものを提出した者

七の十の三（略）

（新設）

（新設）

（新設）

十の四（略）

十一の十三（略）

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役  
若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで  
金融商品取引業を行った者

一 不正の手段により第六十六条若しくは第六十六条の二十七の登録、第三十一条第四項の変更登録又は第五十九条第一項若しくは第六十条第一項の許可を受けた者

二 第三十六条の三、第六十六条の九又は第六十六条の三十四の規定に違反して他人に登録金融機関業務、金融商品仲介業又は信用格付業を行わせた者

三・三の二 (略)

四〇八 (略)

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第七条第一項前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三〇十二の二 (略)

十二の三 第三十一条の三の二の規定に違反した者

十三〇二十一 (略)

第二百五条の二の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合

二 不正の手段により第二十九条、第六十六条若しくは第六十六条の二十七の登録、第三十一条第四項の変更登録又は第五十九条第一項若しくは第六十条第一項の許可を受けた者

三 第三十六条の三、第六十六条の九又は第六十六条の三十四の規定に違反して他人に金融商品取引業、登録金融機関業務、金融商品仲介業又は信用格付業を行わせた者

三の二・三の三 (略)

四〇八 (略)

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三〇十二の二 (略)

(新設)

十三〇二十一 (略)

第二百五条の二の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合

合を含む。)若しくは第二項、第三十三條の六第一項若しくは第三項、第三十五條第三項若しくは第六項、第五十條第一項、第五十七條の二第四項若しくは第六項、第五十七條の十四、第五十七條の十八第一項、第六十條の五、第六十三條第三項(第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の二第二項、第三項(第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項、第六十四條の四(第六十六條の二十五において準用する場合を含む。)、第六十六條の五第一項若しくは第三項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の三十一第一項若しくは第三項、第七十九條の二十七第四項、第六十六條の三第五項(第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。)、第五百五十六條の五の五第五項、第五百五十六條の五十五第一項、第六十條の五十六若しくは第六十第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇十四 (略)

第二百七條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。

一・二 (略)

合を含む。)若しくは第二項、第三十三條の六第一項若しくは第三項、第三十五條第三項若しくは第六項、第五十條第一項、第五十七條の二第四項若しくは第六項、第五十七條の十四、第五十七條の十八第一項、第六十條の五、第六十三條第三項、第六十三條の二第二項、第三項(第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項、第六十四條の四(第六十六條の二十五において準用する場合を含む。)、第六十六條の五第一項若しくは第三項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の三十一第一項若しくは第三項、第七十九條の二十七第四項、第六十六條の三第五項(第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。)、第五百五十六條の五の五第五項、第五百五十六條の五十五第一項、第六十條の五十六若しくは第六十第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇十四 (略)

第二百七條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第九十八條(第四号の二及び第五号を除く。)又は第九十八條の三から第九十八條の五まで 三億円以下の罰金刑

四 (略)

五 第二百条(第十二号の三、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。)又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

六 第九十八條(第四号の二、第九十八條の六第八号、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二百条第十二号の三、第十七号、第十八号の二若しくは第十九号、第二百一条(第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。)、第二百五条から第二百五条の二の二まで、第二百五条の二の三(第十三号及び第十四号を除く。))又は前条(第五号を除く。)

2・3 (略)

三 第九十八條第八号又は第九十八條の三から第九十八條の五まで 三億円以下の罰金刑

四 (略)

五 第二百条(第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。)又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

六 第九十八條(第五号及び第八号を除く。)、第九十八條の六第八号、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二百条第十七号、第十八号の二若しくは第十九号、第二百一条(第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。)、第二百五条から第二百五条の二の二まで、第二百五条の二の三(第十三号及び第十四号を除く。))又は前条(第五号を除く。)

2・3 (略)

二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（貸借対照表の公告）                  第十七条（略）                  2～6（略）</p> <p>7 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない無尽会社については、前各項の規定は、適用しない。</p>	<p>（貸借対照表の公告）                  第十七条（略）                  2～6（略）                  （新設）</p>

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）

改正案

現行

<p>第十條（略）                  ②～⑩（略）                  ⑰ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第七項第五号及び第六号の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで、第七項及び第八項の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。</p> <p>⑱～㉒（略）                  ㉓ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第二号の事業及び同項第四</p>	<p>第十條（略）                  ②～⑩（略）                  ⑰ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第七項第五号及び第六号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで、第七項及び第八項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。</p> <p>⑱～㉒（略）                  ㉓ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第二号の事業及び同号又は</p>
--	--

号の事業のうち次に掲げるもの並びにこれらの事業又は同項第三号の事業に附帯する事業並びに第六項及び第七項の事業のほか他の事業を行うことができない。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時にあって譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

㉔ (略)

第十一条 (略)

同項第三号の事業に附帯する事業並びに第六項及び第七項の事業のほか他の事業を行うことができない。

(新設)

(新設)

㉔ (略)

第十一条 (略)

<p>② 前項の信用事業規程には、信用事業（第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>③・④ (略)</p>	<p>② 前項の信用事業規程には、信用事業（第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>③・④ (略)</p>
---	--

四 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の四（略）</p> <p>第五章の五 審判手続等（第三十四条の四十一第三十四条の六十六）</p> <p>第五章の六 企業財務会計士（第三十四条の六十七第三十四条の七十三）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公認会計士の資格）</p> <p>第三条 公認会計士試験に合格した者（同一の回の公認会計士試験において、第八条に規定する短答式による試験及び論文式による試験の試験科目の全部について、第九条及び第十条の規定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された者を含む。第十二条を除き、以下同じ。）であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が三年以上であり、かつ、第十六条第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、公認会計士となる資格を有する。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しく</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の四（略）</p> <p>第五章の五 審判手続等（第三十四条の四十一第三十四条の六十六）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公認会計士の資格）</p> <p>第三条 公認会計士試験に合格した者（同一の回の公認会計士試験において、第八条に規定する短答式による試験及び論文式による試験の試験科目の全部について、第九条及び第十条の規定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された者を含む。第十二条を除き、以下同じ。）であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上であり、かつ、第十六条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。</p> <p>（新設）</p>

は高等専門学校を卒業した者又は同法第九十一条第二項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者

二 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者

三 前二号のいずれかに該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められる者として政令で定める者

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一 (略)

二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

(新設)

(新設)

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一 (略)

二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

四・五 (略)

六 第三十条又は第三十一条(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

七 第三十条又は第三十一条(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

八～十 (略)

(公認会計士試験の試験科目等)

第八条 (略)

2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者、次条第一項、第三項又は第四項の規定により短答式による試験を免除された者及び同条第二項、第五項又は第六項の規定により短答式による試験の試験科目の全部について試験を免除されることとなつた者につき、次に掲げる科目について行う。

一～五 (略)

3・4 (略)

(短答式による試験科目の一部免除等)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。

四・五 (略)

六 第三十条又は第三十一条の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

七 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

八～十 (略)

(公認会計士試験の試験科目等)

第八条 (略)

2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条の規定により短答式による試験を免除された者(試験科目の全部について試験を免除された者を含む。)につき、次に掲げる科目について行う。

一～五 (略)

3・4 (略)

(短答式による試験科目の一部免除等)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。以下同じ。）  
（旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

二〇四（略）

2（略）

3 短答式による試験に合格した者に対しては、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して一年を経過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

4 前項の規定にかかわらず、短答式による試験に合格した者が、第三十四条の七十第一項第一号に規定する政令で定める実務その他公認会計士となるために必要な知識及び技能の修得に資するものとして政令で定める実務（以下「対象実務」という。）に現に従事している」と認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

5 学校教育法第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、監査及び会計の専門家となるために必要な学識及び能力を培うことを目的とするものとして内閣府令で定めるもの（以下「会計専門職

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。以下同じ。）  
（旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

二〇四（略）

2（略）

3 短答式による試験に合格した者に対しては、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

（新設）

（新設）

大学院」という。)の課程に在学する者であつて、短答式による試験の試験科目のうち企業法について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者が第二項第二号に規定する内閣府令で定める学位を授与されたときは、その申請により、その学位を授与された日から起算して一年を経過する日までに行われる短答式による試験において、企業法の科目についての試験を免除する。

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて同項に規定する学位を授与された者が、対象実務に現に従事していると認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、その学位を授与された日から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われる短答式による試験において、企業法の科目についての試験を免除する。

7 前各項の申請の手続は、内閣府令で定める。

第十條 (略)  
(論文式による試験科目の一部免除等)

2 公認会計士・監査審査会は、論文式による試験において試験科目のうち一部の科目について相当と認める成績を得た者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者(次項において「科目合格者」という。)  
が、当該論文式による試験と同一の回の公認会計士試験において短答式による試験に合格した者(前条第一項の規定により短答式による試験を免除された者及び同条第二項、第五項又は第六項の規定に

(新設)

4 前三項の申請の手続は、内閣府令で定める。

第十條 (略)  
(論文式による試験科目の一部免除)  
(新設)

2 論文式による試験において、試験科目のうち一部の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、その申請により、当該論文式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる論文式による当該科目に

より試験科目の全部について試験を免除されることとなった者を含む。）であるときは、その申請により、当該論文式による試験に係る合格発表の日から起算して一年を経過する日までに行われる論文式による試験において、当該通知に係る科目についての試験を免除する。

4 前項の規定にかかわらず、科目合格者が対象実務に現に従事している」と認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、その者が合格した同項に規定する短答式による試験に係る合格発表の日（前条第一項の規定により短答式による試験を免除された者については第二項の通知が発せられた日とし、同条第二項、第五項又は第六項の規定により試験科目の全部について試験を免除されることとなった者については同条第二項第二号に規定する内閣府令で定める学位を授与された日とする。）から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われる論文式による試験において、第二項の通知に係る科目についての試験を免除する。

5 第一項、第三項及び前項の申請の手続は、内閣府令で定める。

（試験の細目）

第十四条 この章に定めるもののほか、公認会計士試験に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（業務補助等）

ついでに試験を免除する。

（新設）

3 前二項の申請の手続は、内閣府令で定める。

（試験の細目）

第十四条 この法律に定めるもののほか、公認会計士試験に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（業務補助等）

第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

一・二 (略)

三 会計専門職大学院の修業年限の二分の一に相当する期間(商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された場合に限るものとし、当該期間が一年を超える場合は一年とする。)

2 前項に定めるもののほか、業務補助等に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(実務研修終了後の審査合格の確認)

第十六条 内閣総理大臣は、公認会計士試験に合格した者が、実務研修(公認会計士となるために必要な実務能力を修得させるための研修をいう。以下この条において同じ。)を終了した後に、当該実務能力を修得したかどうかを判定するための審査(以下この条において単に「審査」という。)に合格したときは、第六項の規定による報告に基づき、その旨の確認をするとともに、当該確認をしたことを審査に合格した者に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、実務研修の実施に関する基準(以下「実務研修基準」という。)及び審査の実施に関する基準(以下「審査基準」という。)を定め、実務研修を公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する団体(以下この条において「実務研修団体

第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

一・二 (略)

(新設)

2 この法律に定めるもののほか、業務補助等について必要な事項は、内閣府令で定める。

(実務補習)

第十六条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関(以下この条において「実務補習団体等」という。)において行う。

2 前項の認定を申請しようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、実務補習の内容、方法その他の事項に関し内閣府令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとする。

4 内閣総理大臣は、実務補習団体等が行う実務補習の内容、方法そ

<p>「という。」に、<u>審査を日本公認会計士協会に、行わせるものとする。</u></p>	<p>3 <u>実務研修団体になろうとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。</u></p>	<p>4 <u>内閣総理大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請をした者が実務研修基準に適合した実務研修を行うに足りる能力を備えていると認めるときは、その認定を行うものとする。</u></p>	<p>5 <u>実務研修団体は、実務研修基準に従い、公認会計士試験に合格した者に実務研修を受講させ、当該受講者が実務研修を終了したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務研修を終了した者（以下この項及び次項において「研修終了者」という。）の氏名その他研修終了者に関し内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない。</u></p>	<p>6 <u>日本公認会計士協会は、前項の規定による通知を受けたときは、<u>審査基準に従い、当該通知に係る研修終了者について審査を実施し、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該審査の結果を内閣総理大臣に報告し、及び実務研修団体に通知しなければならない。</u></u></p>	<p>7 <u>内閣総理大臣は、実務研修団体が行う実務研修が実務研修基準に照らして適当でないとき、当該実務研修団体に対し、必要な指示をすることができる。</u></p>	<p>8 <u>内閣総理大臣は、実務研修団体が実務研修基準に適合した実務研修を行うに足りる能力を欠くに至つたと認めるとき、若しくは前項</u></p>
<p>の他の事項が前項に規定する内閣府令で定める基準に照らして適当でないとき、当該実務補習団体等に対し、必要な指示をすることができる。</p>	<p>5 <u>内閣総理大臣は、実務補習団体等が第三項に規定する内閣府令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わないとき、又は当該実務補習団体等から実務補習団体等としての認定の取消しの申請があつたときは、第一項の認定を取り消すことができる。</u></p>	<p>6 <u>実務補習団体等は、公認会計士試験に合格した者で当該実務補習団体等において実務補習を受けている者（次項において「受講者」という。）がすべての実務補習の課程を終えたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p>	<p>7 <u>内閣総理大臣は、前項の規定による報告に基づき、受講者が実務補習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該受講者について実務補習の修了したことの確認を行わなければならない。</u></p>	<p>8 <u>この法律に定めるもののほか、実務補習について必要な事項は、内閣府令で定める。</u></p>		

の規定による指示に従わないとき、又は実務研修団体から実務研修団体としての認定の取消しの申請があつたときは、第四項の規定による認定を取り消すことができる。

9 内閣総理大臣は、日本公認会計士協会が行う考査が考査基準に照らして適当でないと認めるときは、日本公認会計士協会に対し、必要な指示をすることができる。

10 実務研修団体は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、実務研修の実施に関する報告書を作成し、内閣総理大臣及び日本公認会計士協会に提出しなければならない。

11 日本公認会計士協会は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、考査の実施に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

12 日本公認会計士協会が実務研修団体である場合における第五項、第六項及び第十項の規定の適用については、第五項中「報告し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない」とあるのは「報告しなければならない」と、第六項中「通知を受けた」とあるのは「報告をした」と、「当該通知」とあるのは「当該報告」と、「報告し、及び実務研修団体に通知しなければならない」とあるのは「報告しなければならない」と、第十項中「内閣総理大臣及び日本公認会計士協会」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

13 前各項に定めるもののほか、実務研修及び考査の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(登録の義務)

第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録(以下この章(第十八条の二第三号を除く。))において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(登録拒否の事由)

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士の登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 現に企業財務会計士として登録を受けている者

(登録の手続)

第十九条 (略)

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めるときは、資格審査会(第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第三項、第三十四条の十の十一第二項及び第三十四条の十の十四第二項において同じ。)の議決に

(登録の義務)

第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(登録拒否の事由)

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士の登録を受けることができない。

一・二 (略)

(新設)

(登録の手続)

第十九条 (略)

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めるときは、資格審査会(第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項、第三十四条の十の十一第二項及び第三十四条の十の十四第二項において同じ。)の議決に

基づいて、登録を拒否しなければならない。

4 (略)

(登録の抹消)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消しなければならない。

一 三 (略)

(削る)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消することができる。

一 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

二 公認会計士が二年以上継続して所在不明であるとき。

3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

(削る)

4 第二項第一号の規定による登録の抹消については第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定を、第二項第二号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。

基づいて、登録を拒否しなければならない。

4 (略)

(登録の抹消)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消しなければならない。

一 三 (略)

四 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

(新設)

2 日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。

(新設)

(登録の細目)

第二十二条 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、公認会計士名簿その他登録に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(社員)

第三十四条の四 (略)

2 次に掲げる者は、監査法人の社員となることができない。

- 一 第三十条又は第三十一条(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二・三 (略)

3 (略)

(業務の範囲)

第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 第十六条第一項に規定する実務研修

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員

(登録の細目)

第二十二条 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、公認会計士名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(社員)

第三十四条の四 (略)

2 次に掲げる者は、監査法人の社員となることができない。

- 一 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二・三 (略)

3 (略)

(業務の範囲)

第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員

の登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、保険業法第二百二十八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、資産の流動化に関する法律第三百八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五・六 (略)

七 第三十条又は第三十一条(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公認会計士又は企業財務会計士の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

八 第三十条又は第三十一条(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士又は企業財務会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

九〇十二 (略)

の登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、保険業法第二百二十八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、資産の流動化に関する法律第三百八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五・六 (略)

七 第三十条又は第三十一条の規定により公認会計士の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

八 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

九〇十二 (略)

(業務管理体制の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第二項第十三号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならぬ。

一～三 (略)

3～5 (略)

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第三十四条の二十一 (略)

2～5 (略)

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士又は特定社員である企業財務会計士につき第三十条又は第三十一条(第三十条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士又は特定社員である企業財務会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

7 (略)

(登録有限責任監査法人に対する処分等)

(業務管理体制の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第二項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならぬ。

一～三 (略)

3～5 (略)

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第三十四条の二十一 (略)

2～5 (略)

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

7 (略)

(登録有限責任監査法人に対する処分等)

第三十四条の二十九 (略)

25 (略)

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士又は特定社員である企業財務会計士につき第三十条又は第三十一条(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士又は特定社員である企業財務会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

7 (略)

(被審人の代理人及び指定職員)

第三十四条の四十三 (略)

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(以下この条において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

3 (略)

4 指定職員は、第三十条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更(内閣府令で定める範囲のものに限る。)の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第三十四条の二十九 (略)

25 (略)

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

7 (略)

(被審人の代理人及び指定職員)

第三十四条の四十三 (略)

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(次項において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

3 (略)

(新設)

(民事訴訟法の準用)

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条及び第一百一条から第九十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第四百四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百七一条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」と、同法第八十条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第九十条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

(事件記録の閲覧等)

第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

(民事訴訟法の準用)

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第三十三条まで、第五十五条、第六十六条、第七十一条（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第八十一条並びに第九十一条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七一条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第八十条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第九十条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

(事件記録の閲覧等)

第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第五章の六 企業財務会計士

(新設)

(業務)

第三十四条の六十七 企業財務会計士は、企業財務会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、業として第二条第二項の業務を営むことができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

(新設)

2 企業財務会計士は、前項に規定する業務のほか、企業財務会計士の名称を用いて、第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助することができる。

(資格)

第三十四条の六十八 公認会計士試験に合格した者であつて、第三十四条の七十第一項に規定する実務従事等の期間が二年以上である者は、企業財務会計士となる資格を有する。

(新設)

(欠格条項)

第三十四条の六十九 第四条各号のいずれかに該当する者は、企業財務会計士となることができない。

(新設)

(実務従事等)

第三十四条の七十 実務従事等の期間は、公認会計士試験の合格の後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

(新設)

- 一 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間
  - 二 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間
  - 三 会計専門職大学院の修業年限に相当する期間（商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された場合に限る。）
- 2 前項に定めるもののほか、実務従事等に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（登録の義務）

第三十四条の七十一 企業財務会計士となる資格を有する者が、企業財務会計士となるには、企業財務会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録（次条において単に「登録」という。）を受けなければならない。

2 前項の登録については、第十八条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、第十八条中「公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿」とあるのは「企業財務会計士名簿」と、第十八条の二第三号中「企業財務会計士」とあるのは「公認会計士」と、第十九条の二第二項中「前条第三項」とあるのは「第三十四条の七十一第二項において準用する前条第三項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条の七十一第二項において準用する前

（新設）

条第一項」と、第二十一条の二中「公認会計士又は外国公認会計士」とあるのは「企業財務会計士」と、第二十一条の三中「公認会計士又は外国公認会計士」とあるのは「企業財務会計士」と、「第二十一条第一項第一号又は第十六条の二第五項第一号（第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による」とあるのは「第三十四条の七十一第二項において準用する第二十一条第一項第一号の規定による」と、第二十二条中「公認会計士名簿」とあるのは「企業財務会計士名簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（懲戒の種類）

第三十四条の七十二 企業財務会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 登録の抹消

（公認会計士の義務及び責任に関する規定の準用）

第三十四条の七十三 第二十六条から第二十八条まで、第二十八条の三、第三十一条及び第三十二条から第三十四条の二までの規定は、企業財務会計士について準用する。この場合において、第二十八条の三中「第二項又は第二項」とあるのは「第三十四条の六十七第一項」と、第三十一条第一項中「第三十四条の二」とあるのは

（新設）

（新設）

「第三十四条の七十三において準用する第三十四条の二」と、「第二十九条各号」とあるのは「第三十四条の七十二各号」と、同条第二項中「第二十九条第一号又は第二号」とあるのは「第三十四条の七十二第一号又は第二号」と、第三十二条第一項及び第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、同条第四項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、「第二十九条第一号又は第二号」とあるのは「第三十四条の七十二第一号又は第二号」と、同条第五項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、第三十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する前条第二項」と、第三十四条第一項中「前条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する前条」と、同条第二項中「懲戒処分若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による決定」とあるのは「懲戒処分がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定」と、同条第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、第三十四条の二中「若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が行う第二条第一項の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるとき」とあるのは「又はこの法律に基づく命令に違反したとき」と読

み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設置)

第三十五条 (略)

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公認会計士、外国公認会計士及び企業財務会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分（監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の規定による命令を除く。）に関する事項を調査審議すること。

二～四 (略)

(議事及び議決の方法)

第四十条 (略)

2 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 (略)

(設立、目的及び法人格)

第四十三条 (略)

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士、企業財務会計士及び特定社員の登録並びに公認会計士となるために必要な実務能力の養成及び判定に関する事務を

(設置)

第三十五条 (略)

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分（監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の規定による命令を除く。）に関する事項を調査審議すること。

二～四 (略)

(議事及び議決の方法)

第四十条 (略)

2 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3 (略)

(設立、目的及び法人格)

第四十三条 (略)

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする。

行うことを目的とする。

3 (略)

(会則)

第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

三 会員の種別(公認会計士及び監査法人並びに企業財務会計士の種別をいう。)及びその権利義務に関する規定

四〇六 (略)

七 公認会計士、企業財務会計士及び特定社員の登録に関する規定  
八〇十 (略)

十一 協会が第十六条第二項に規定する実務研修団体である場合に  
あつては、同条第一項に規定する実務研修に関する規定

十二 第十六条第一項に規定する考查に関する規定

十三 会員(企業財務会計士である者を除く。)の第二条第一項の  
業務の運営の状況の調査に関する規定

十四〇十七 (略)

2 (略)

(入会及び退会)

第四十六条の二 公認会計士及び監査法人並びに企業財務会計士は、  
当然、協会の会員となり、公認会計士又は企業財務会計士がその登

3 (略)

(会則)

第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

三 会員の種別及びその権利義務に関する規定

四〇六 (略)

七 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定  
八〇十 (略)

十一 公認会計士試験に合格した者の実務補習に関する規定

(新設)

十二 会員の第二条第一項の業務の運営の状況の調査に関する規定

十三〇十六 (略)

2 (略)

(入会及び退会)

第四十六条の二 公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員とな  
り、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散し

録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。

(建議及び答申)

第四十六条の九 協会は、公認会計士又は企業財務会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二 協会は、会員(企業財務会計士である者を除く。)(第二条第一項の業務の運営の状況(当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。))の調査を行うものとする。

2 (略)

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第四十六条の十 協会は、その会員に第三十条、第三十一条(第三十条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十一条の二第一項、第三十四条の二十一第二項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第一項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項の規定に該当する事実があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。

たときは、当然、協会を退会する。

(建議及び答申)

第四十六条の九 協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二 協会は、会員の第二条第一項の業務の運営の状況(当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。)(の調査を行うものとする。)

2 (略)

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第四十六条の十 協会は、その会員に第三十条、第三十一条、第三十一条の二第一項、第三十四条の二十一第二項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第一項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項の規定に該当する事実があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。

<p>2 (略)</p> <p>(資格審査会)</p> <p>第四十六条の十一 (略)</p> <p>2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項(第三十四条の七十一第二項において準用する場合を含む。 )及び第三十四条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十一条第二項(第三十四条の七十一第二項において準用する場合を含む。 )の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。</p> <p>3 7 (略)</p> <p>(名称の使用制限)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 企業財務会計士でない者は、企業財務会計士の名称又は企業財務会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。</p> <p>3 前二項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用すること又は外国公認会計士がその資格を示す適当な名称を使用することを妨げない。</p> <p>(公認会計士の使用人等の秘密を守る義務)</p> <p>第四十九条の二 公認会計士、外国公認会計士、企業財務会計士若し</p>	<p>2 (略)</p> <p>(資格審査会)</p> <p>第四十六条の十一 (略)</p> <p>2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項及び第三十四条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。</p> <p>3 7 (略)</p> <p>(名称の使用制限)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用すること又は外国公認会計士がその資格を示す適当な名称を使用することを妨げない。</p> <p>(公認会計士の使用人等の秘密を守る義務)</p> <p>第四十九条の二 公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の使</p>

くは監査法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に關し公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、第三十四条の六十七の業務に關し企業財務会計士に対し、それぞれ報告又は資料の提出を求めることができる。

2 4 (略)

第五十一条 偽りその他不正の手段により公認会計士、外国公認会計士、企業財務会計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十七条(第十六条の二第六項及び第三十四条の七十三)において準用する場合を含む。)、第三十四条の十の十六又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に關し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 4 (略)

第五十一条 偽りその他不正の手段により公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十七条(第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の十の十六又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五| 第四十八条第二項の規定に違反した者

六| (略)

2 第五十四条第三号に該当する者については、前項第四号の規定を適用せず、同条第四号に該当する者については、同項第五号の規定を適用しない。

第五十三条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

四| 企業財務会計士となる資格を有する者(第四条各号のいずれかに該当する者を除く。)で第四十八条第二項の規定に違反したものの

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

(新設)

五| (略)

2 第五十四条第三号に該当する者については、前項第四号の規定を適用しない。

第五十三条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

(新設)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第三十四条の七十三において準用する場合を含む。）による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第三十四条の七十三において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第三十四条の七十三において準用する場合を含む。）による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第三十四条の七十三において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した

、妨げ、又は忌避した者

者

五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

改正案	現行
<p>(信用事業規程)            第十一条の四 (略)</p> <p>2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに<u>第一条第三項から第五項までの事業をいう。</u>第十一条の六第一項、<u>第十一条の八、第十一条の十第二項、第十一条の十四、第十七条の十四第一項並びに第二項第一号及び第二号、第三十四条第三項、第十四第一項並びに第二項第一号及び第二号、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第六項、第二百二十一条の六第五項第二号、第二百二十二条第二項、第二百二十三條の二第一項及び第三項、第二百二十六条の二第十二号、第二百二十六条の四、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号並びに第二百二十七条の三第五号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に關して主務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>3 5 (略)</p> <p>(事業の種類)</p>	<p>(信用事業規程)            第十一条の四 (略)</p> <p>2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同項第三項から第五項までの事業をいう。第十一条の六第一項、<u>第十一条の八、第十一条の十第二項、第十一条の十四、第十七条の十四第一項並びに第二項第一号及び第二号、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第六項、第二百二十一条の六第五項第二号、第二百二十二条第二項、第二百二十三條の二第一項及び第三項、第二百二十六条の二第十二号、第二百二十六条の四、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号並びに第二百二十七条の三第五号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に關して主務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>3 5 (略)</p> <p>(事業の種類)</p>

第八十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第五号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）又は次項、第五項若しくは第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 契約の対象とする物件（以下この号及び第九十七条第二項第一号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第一号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

第八十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項、第五項若しくは第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

(新設)

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

4～8 (略)

9 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業（第四項第三号及び第四号の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第四項第二号から第十号まで及び第十二号、第五項並びに前項の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

10・11 (略)

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の十三まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員の全て」と、第十一条の第三項及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」

(新設)

4～8 (略)

9 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業（第四項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第五項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

10・11 (略)

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の十三まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の第三項及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」

とあり、並びに第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第十八条第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合にあつては、千円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「第八十七条第三項各号」とあるのは「同条第三項各号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

25 (略)

(準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第

とあり、並びに第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第十八条第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合にあつては、千円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

25 (略)

(準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第

十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二から第十七条の十三までの規定は組合の共済契約に係る契約条件の変更について、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の十二及び第十七条の十四第一項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二」と、第十一条の三第二項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第二項、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四及び第十七条の十四第二項第二号中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同項第五号」とあるのは「同項第三号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「第九十三条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第九十三条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第二項、第十五条の三、第十五条の四第一項、第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九、第十五条の九の二第一項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十二

十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二から第十七条の十三までの規定は組合の共済契約に係る契約条件の変更について、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の十二及び第十七条の十四第一項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二」と、第十一条の三第二項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第二項、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四及び第十七条の十四第二項第二号中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第九十三条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第二項、第十五条の三、第十五条の四第一項、第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九、第十五条の九の二第一項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十二、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五

第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条の十七第一項、第十七条の第二第一項、第十七条の四第二項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四第二項第三号中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十五条の二第二項中「同条第七項」とあるのは「同条第六項」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の十四第一項第二号中「第十一条第一項第三号、第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第一号、第二号又は第六号の二」と、「同条第一項第三号又は第四号」とあるのは「同条第一項第一号又は第二号」と、「同条第一項第十一号」とあるのは「同条第一項第六号の二」と、同条第二項第一号中「第十一条第一項第四号及び第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号及び第六号の二」と、第十七条の十五第一項中「第十一条第一項第四号若しくは第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 5 (略)

(事業の種類)

第九十七条 (略)

2 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかか

条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条の十七第一項、第十七条の二第二項、第十七条の四第二項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四第二項第三号中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十五条の二第二項中「同条第七項」とあるのは「同条第六項」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の十四第一項第二号中「第十一条第一項第三号、第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第一号、第二号又は第六号の二」と、「同条第一項第三号又は第四号」とあるのは「同条第一項第一号又は第二号」と、「同条第一項第十一号」とあるのは「同条第一項第六号の二」と、同条第二項第一号中「第十一条第一項第四号及び第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号及び第六号の二」と、第十七条の十五第一項中「第十一条第一項第四号若しくは第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 5 (略)

(事業の種類)

第九十七条 (略)

2 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかか

ならず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第三号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

3 6 (略)

7 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業にあつては、主

ならず、これらの事業に附帯する事業又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

(新設)

(新設)

3 6 (略)

7 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号か

務省令で定めるものに限る。) を利用させることができる。ただし、第三項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第四項の事業並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員が利用する事業の分量の総額の五分の一を超えてはならない。

8・9 (略)

(準用規定)

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の十三まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあり、並びに第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円(組合員(第十八条第五項の規定による組合員(以下この章及び第四章において「准組合員」という。)を除く。)の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合にあつては、千万円)」

ら第十号まで及び第十二号並びに第四項の事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員が利用する事業の分量の総額の五分の一を超えてはならない。

8・9 (略)

(準用規定)

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の十三まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあり、並びに第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円(組合員(第十八条第五項の規定による組合員(以下この章及び第四章において「准組合員」という。)を除く。)の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合にあつては、千万円)」

とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、「同項第五号の事業のうち第八十七条第三項各号」とあるのは「同項第三号の事業のうち同条第二項各号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第三項から第五項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員」と、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第十号」と、第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同項中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員」と、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同項中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2  
~  
5

(略)

2  
~  
5

(略)

六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

改正案	現行
<p>(信用協同組合)            第九条の八 (略)</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業（組合員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもののためにするものに限る。）</p> <p>イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。</p> <p>ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計</p>	<p>(信用協同組合)            第九条の八 (略)</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇二十 (略)            (新設)</p>

額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

二十三 (略)

3～8 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2～5 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第七号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号から第二十三号までの事業

二～七 (略)

7・8 (略)

(新設)

二十一 (略)

3～8 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2～5 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第七号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号から第二十一号までの事業

二～七 (略)

7・8 (略)

七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>(投資信託契約の締結)            第四条 (略)</p> <p>2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければなら            ない。</p> <p>一 委託者及び受託者の商号又は名称（当該委託者が適格投資家向            け投資運用業（金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する            適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を行うことにつ            き同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは            、その旨を含む。）</p> <p>二〇十三 (略)</p> <p>十四 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、            当該委託者とその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は            名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融            商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であると            きは、その旨を含む。）及び所在の場所</p> <p>十五〇十八 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(受益証券)</p>	<p>(投資信託契約の締結)            第四条 (略)</p> <p>2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければなら            ない。</p> <p>一 委託者及び受託者の商号又は名称</p> <p>二〇十三 (略)</p> <p>十四 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、            当該委託者とその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は            名称及び所在の場所</p> <p>十五〇十八 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(受益証券)</p>

第六条 (略)

25 (略)

6 委託者指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、委託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 委託者及び受託者の商号又は名称（当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）

二8 (略)

九 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

7 (略)  
十・十一 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第十一条 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。）の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等（当該投資

第六条 (略)

25 (略)

6 委託者指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、委託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 委託者及び受託者の商号又は名称

二8 (略)

九 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

7 (略)  
十・十一 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第十一条 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産（以下「指定資産」という。）を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託会社、そ

信託委託会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項並びに第十三条第一項第二号及び第三号において同じ。）でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りでない。

2 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について前項に規定する特定資産以外の特定資産（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産（以下「指定資産」という。）を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託会社、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項の調査を行わせなければならない。ただし、当該行為に先立つて当該調査を行わせている場合は、この限りでない。

（受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第二十六条（略）

2（略）

3 前二項の事件は、当該行為者の主たる事務所の所在地又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

4  
5  
6  
7（略）

の利害関係人等（当該投資信託委託会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。第十三条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させなければならない。

2 前項の場合において、その調査する資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しなければならない。

（受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第二十六条（略）

2（略）

3 前二項の事件は、当該行為者の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

4  
5  
6  
7（略）

(投資信託契約の締結)

第四十九条 (略)

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 受託者が運用に係る権限を委託する場合には、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所

十六〇十九 (略)

三・四 (略)

(受益証券)

第五十条 (略)

2 委託者非指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、受託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一〇八 (略)

九 受託者が運用に係る権限を委託する場合には、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二

(投資信託契約の締結)

第四十九条 (略)

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 受託者が運用に係る権限を委託する場合には、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

十六〇十九 (略)

三・四 (略)

(受益証券)

第五十条 (略)

2 委託者非指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、受託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一〇八 (略)

九 受託者が運用に係る権限を委託する場合には、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を  
含む。)及び所在の場所

十・十一 (略)

3・4 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第二百一条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特  
定資産(土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産で  
あつて政令で定めるものに限る。)の取得又は譲渡が行われたとき  
は、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の  
鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等(当該資産運用会  
社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産  
運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次  
項及び第二百三条第二項において同じ。)でないものに行わせなけ  
ればならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価  
を行わせている場合は、この限りでない。

2 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について前項に規定  
する特定資産以外の特定資産(指定資産を除く。)の取得又は譲渡  
その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、  
その資産運用会社(その利害関係人等を含む。)及びその資産保管  
会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その  
他内閣府令で定める事項の調査を行わせなければならない。ただし  
、当該行為に先立つて当該調査を行わせている場合は、この限りで

十・十一 (略)

3・4 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第二百一条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特  
定資産(指定資産を除く。)の取得又は譲渡その他の内閣府令で定  
める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社(そ  
の利害関係人等(当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保  
有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者  
として政令で定める者をいう。第二百三条第二項において同じ。)  
を含む。)及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるも  
のに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させな  
ければならない。

2 前項の場合において、その調査する資産が不動産(土地若しくは  
建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。)であるときは  
、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しなければならない  
。

ない。

(投資法人から委託された権限の再委託等)

第二百二条 (略)

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における前条の規定の適用については、同条中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社(当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。)」とする。

(金融商品取引法等の適用に関する特例)

第二百二十三条の三 金融商品取引業者又は金融商品取引業者となる者とする者が、業として不動産等(金融商品取引法第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。)に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうとし、又は登録投資法人の資産の運用を行おうとする場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条の四	金融商品取引業	金融商品取引業(業として)

(投資法人から委託された権限の再委託等)

第二百二条 (略)

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社(当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。)」とする。

(金融商品取引法等の適用に関する特例)

第二百二十三条の三 金融商品取引業者又は金融商品取引業者となる者とする者が、業として不動産等(金融商品取引法第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。)に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうとし、又は登録投資法人の資産の運用を行おうとする場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条の四	投資助言・代理業	業として特定投資運用行為

第一項第一号二		<p>特定投資運用行為を行おうとする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。）</p>
(略)	(略)	(略)

2～7 (略)

(権限の委任等)  
第二百二十五条 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第一項の規定により委任された権限（前二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、次に掲げるものを委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 第二十六条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項及び第二百二十三条第一項の規定による権限

二 第二十六条第七項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条の規定による権限

第一項第一号二		<p>を行おうとする場合にあつては当該特定投資運用行為を行う業務を含み、投資助言・代理業</p>
(略)	(略)	(略)

2～7 (略)

(権限の委任等)  
第二百二十五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

5| 委員会は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

6| 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項から第四項までの規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7| 委員会は、政令で定めるところにより、第二項から第四項までの規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8| (略)

(委員会の命令に対する不服申立て)

第二百二十五条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第二百四十八条 法人（投資法人を除く。以下この条において同じ。

）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

4| 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5| 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6| 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7| (略)

(委員会の命令に対する不服申立て)

第二百二十五条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第二百四十八条 法人（投資法人を除く。以下この条において同じ。

）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

<p>一 第二百三十九条第二号、第二百四十条又は第二百四十一条 三億円以下の罰金刑</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 第二百三十九条(第二号を除く。)、第二百四十三条第一号、第二百四十五条第一号から第三号まで又は前二条 各本条の罰金刑</p>	<p>一 第二百四十条又は第二百四十一条 三億円以下の罰金刑</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 第二百三十九条、第二百四十三条第一号、第二百四十五条第一号から第三号まで又は前二条 各本条の罰金刑</p>
--	--

改正案	現行
<p>(信用金庫の事業) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもののためにするものに限る。）</p> <p>イ 契約の対象とする物件（以下この号及び次条第四項第十七号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第十七号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。</p> <p>ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させる</p>	<p>(信用金庫の事業) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>(新設)</p>

ために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介

4 9 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2 3 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 十六 (略)

十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもののためにするものに限る。)

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとした場合に見込ま

(新設)

4 9 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2 3 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 十六 (略)

(新設)

れるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ「使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。」

十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介

5・6 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 (略)

255 (略)

6 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条

(新設)

5・6 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 (略)

255 (略)

6 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条

の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7・8 (略)

の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7・8 (略)

改正案

現行

<p>(業務の範囲)          第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務</p> <p>イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。</p> <p>ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。</p>	<p>(業務の範囲)          第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十四 前号に掲げる業務の代理又は媒介  
4  
5  
7 (略)

(新設)  
4  
5  
7 (略)

改正案	現行
<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもののためとするものに限る。）</p> <p>イ 契約の対象とする物件（以下この号及び次条第一項第二十号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第二十号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。</p> <p>ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させる</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇二十一（略） （新設）</p>

ために必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十三 前号に掲げる業務の代理又は媒介  
3～8 (略)

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一～十九 (略)

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもののためにするものに限る。）

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時にあって譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させる

(新設)

3～8 (略)

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一～十九 (略)

(新設)

ために必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ「使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介

2～5 (略)

(銀行法の準用)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、  
「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、  
「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、  
「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、  
「特定預金等契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約」と、  
「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、  
「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、  
「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、  
「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、  
銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるの

(新設)

2～5 (略)

(銀行法の準用)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、  
「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、  
「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、  
「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、  
「特定預金等契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約」と、  
「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、  
「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、  
「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、  
「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、  
銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるの

は「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5・6 (略)

は「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5・6 (略)

十一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

改正案

現行

<p>(業務の範囲)          第十条 (略)</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務</p> <p>イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。</p> <p>ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。</p> <p>ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件</p>	<p>(業務の範囲)          第十条 (略)</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(業務の範囲)          第十条 (略)</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一〇十七 (略)</p>	<p>(業務の範囲)          第十条 (略)</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一〇十七 (略)</p>

の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

19 前号に掲げる業務の代理又は媒介

3～10 (略)

(貸借対照表等の公告等)

20条 (略)

2～6 (略)

7 金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない銀行については、前各項の規定は、適用しない。

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等)

52条の28 (略)

2～5 (略)

6 金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない銀行持株会社については、前各項の規定は、適用しない。

(適用除外)

52条の61 (略)

2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、

(新設)

3～10 (略)

(貸借対照表等の公告等)

20条 (略)

2～6 (略)

(新設)

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等)

52条の28 (略)

2～5 (略)

(新設)

(適用除外)

52条の61 (略)

2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、

第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、第五十二条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3  
(略)

第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3  
(略)

改正案

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一〇十一（略）

十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定め

現行

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一〇十一（略）  
（新設）

がないこと。

十三 前号に掲げる業務の代理又は媒介

2 保険会社は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、当該保険会社の子会社その他当該保険会社と内閣府令で定める密接な関係を有する者に係る当該業務を行おうとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出ることをもって足りる。

3 9 (略)

(過料に処すべき行為)

第三百三十三條 保険会社等の発起人、設立時取締役、設立時執行役員、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四條第一項(第二百七十二條の三十第二項において準用する場合を含む。)に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人、会社法第五百二十五條第一項(第八十四条において準用する場合を含む。)の清算人代理、同法第五百二十七條第一項(第八十四条において準用する場合を含む。)の監督委員、同法第五百三十三條(第八十四条において準用する場合を含む。)の調査委員、民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二十二條第一項第六号若しくは会社法第九百六十條第一項第五号

(新設)

2 保険会社は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 9 (略)

(過料に処すべき行為)

第三百三十三條 保険会社等の発起人、設立時取締役、設立時執行役員、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四條第一項(第二百七十二條の三十第二項において準用する場合を含む。)に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人、会社法第五百二十五條第一項(第八十四条において準用する場合を含む。)の清算人代理、同法第五百二十七條第一項(第八十四条において準用する場合を含む。)の監督委員、同法第五百三十三條(第八十四条において準用する場合を含む。)の調査委員、民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二十二條第一項第六号若しくは会社法第九百六十條第一項第五号

に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、第三百二十二条第二項第三号若しくは同法第九百六十条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百二十八条第一項第三号若しくは同法第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十条第三項の契約を締結した者、免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者若しくは少額短期保険業者と第二百七十二条の五第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者を含み、保険議決権大量保有者が法人（第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第六十四号及び第七十号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主若しくは少額短期保険主要株主（保険主要株主又は少額短期保険主要株主が保険主要株主又は少額短期保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要

に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、第三百二十二条第二項第三号若しくは同法第九百六十条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百二十八条第一項第三号若しくは同法第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十条第三項の契約を締結した者、免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者若しくは少額短期保険業者と第二百七十二条の五第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者を含み、保険議決権大量保有者が法人（第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第六十四号及び第七十号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主若しくは少額短期保険主要株主（保険主要株主又は少額短期保険主要株主が保険主要株主又は少額短期保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要

株主又は少額短期保険主要株主であった者を含み、保険主要株主又は少額短期保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主若しくは特定少額短期主要株主（特定主要株主又は特定少額短期主要株主が保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主又は特定少額短期主要株主であった者を含み、特定主要株主又は特定少額短期主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社若しくは少額短期保険持株会社（保険持株会社又は少額短期保険持株会社が保険持株会社又は少額短期保険持株会社でなくなった場合における当該保険持株会社又は少額短期保険持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社若しくは特定少額短期持株会社（特定持株会社又は特定少額短期持株会社が保険会社等を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社又は特定少額短期持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

株主又は少額短期保険主要株主であった者を含み、保険主要株主又は少額短期保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主若しくは特定少額短期主要株主（特定主要株主又は特定少額短期主要株主が保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主又は特定少額短期主要株主であった者を含み、特定主要株主又は特定少額短期主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社若しくは少額短期保険持株会社（保険持株会社又は少額短期保険持株会社が保険持株会社又は少額短期保険持株会社でなくなった場合における当該保険持株会社又は少額短期保険持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社若しくは特定少額短期持株会社（特定持株会社又は特定少額短期持株会社が保険会社等を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社又は特定少額短期持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇二七七 (略)

二十八 第九十八條第二項本文若しくは第九十九條第四項前段若しくは第五項（これらの規定を第百九十九條において準用する場合を含む。）の規定に違反して認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を行ったとき、又は第二百七十二條の十一第二項ただし書の規定に違反して承認を受けないで同項ただし書に規定する業務を行ったとき。

二十九〇四十二 (略)

四十三 第九十八條第二項ただし書（第百九十九條において準用する場合を含む。）、第百二十七條第一項、第二百九條、第二百十八條第一項、第二百三十四條、第二百三十九條、第二百七十一條の三十二第一項若しくは第二項、第二百七十二條の二十一第一項又は第二百七十二條の四十二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四四〇七十四 (略)

2 (略)

一〇二七七 (略)

二十八 第九十八條第二項若しくは第九十九條第四項前段若しくは第五項（これらの規定を第百九十九條において準用する場合を含む。）の規定に違反して認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を行ったとき、又は第二百七十二條の十一第二項ただし書の規定に違反して承認を受けないで同項ただし書に規定する業務を行ったとき。

二十九〇四十二 (略)

四十三 第百二十七條第一項、第二百九條、第二百十八條第一項、第二百三十四條、第二百三十九條、第二百七十一條の三十二第一項若しくは第二項、第二百七十二條の二十一第一項又は第二百七十二條の四十二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四四〇七十四 (略)

2 (略)

十三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）

改正案

現行

<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）若しくは信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。</p> <p>一 特定社債、特定約束手形若しくは特定借入れ又は受益証券その債務の履行</p> <p>二 (略)</p> <p>3 11 (略)</p> <p>12 この法律において「特定借入れ」とは、特定目的会社が第二百十條の規定により行う資金の借入れをいう。</p> <p>13 18 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）若しくは信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定目的借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。</p> <p>一 特定社債、特定約束手形若しくは特定目的借入れ又は受益証券その債務の履行</p> <p>二 (略)</p> <p>3 11 (略)</p> <p>12 この法律において「特定目的借入れ」とは、特定目的会社が第二百十條の規定により行う資金の借入れをいう。</p> <p>13 18 (略)</p>
---	---

(届出)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 特定資産(不動産その他の特定資産に付随して用いられる特定資産であつて、価値及び使用の方法に照らし投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるもの(以下「従たる特定資産」という。))を除く。次号において同じ。)の譲受けに係る予約その他の内閣府令で定める契約の契約書の副本又は謄本

四〇六 (略)

4 (略)

(資産流動化計画)

第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 (略)

二 資産対応証券及び特定借入れに関する次に掲げる事項

イ〜ヘ (略)

ト 特定借入れにおいては、限度額その他の借入れ及び弁済に関する事項として内閣府令で定める事項

(届出)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 特定資産の譲受けに係る予約その他の内閣府令で定める契約の契約書の副本又は謄本

四〇六 (略)

4 (略)

(資産流動化計画)

第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 (略)

二 資産対応証券及び特定目的借入れに関する次に掲げる事項

イ〜ヘ (略)

ト 特定目的借入れにおいては、限度額その他の借入れ及び弁済に関する事項として内閣府令で定める事項

三・四 (略)

五 資金の借入れ（特定借入れを除く。）に関する事項として内閣府令で定める事項

六 (略)

2 5 4 (略)

(届出事項の変更)

第九条 特定目的会社は、第四条第二項各号（第五号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は資産流動化計画に変更があったときは、内閣府令で定める期間内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、資産流動化計画に記載又は記録された事項の変更であつて、特定資産の取得の時期の確定に伴う変更その他の軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2 5 (略)

(資産流動化計画に係る業務の終了の届出)

第十条 特定目的会社は、資産流動化計画に従つて、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了したときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 (略)

三・四 (略)

五 資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項として内閣府令で定める事項

六 (略)

2 5 4 (略)

(届出事項の変更)

第九条 特定目的会社は、第四条第二項各号（第五号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は資産流動化計画に変更があったときは、内閣府令で定める期間内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 5 (略)

(資産流動化計画に係る業務の終了の届出)

第十条 特定目的会社は、資産流動化計画に従つて、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了したときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(募集優先出資の申込み)

第四十条 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〇五 (略)

六 資産流動化計画に特定借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

七 資産流動化計画に定められた特定資産(従たる特定資産を除く。)  
の種類の、当該特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産につき存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

八 前号の特定資産につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるもの、政令で定める不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の評価額

ロ イに掲げる資産以外の資産 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが当該資産の価格につき調査した結果

九〇十二 (略)

二〇一〇 (略)

(資産流動化計画違反の社員総会の決議の取消しの訴え)

第六十四条 社員総会の決議の内容が資産流動化計画に違反するとき

(募集優先出資の申込み)

第四十条 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〇五 (略)

六 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

七 資産流動化計画に定められた特定資産の種類、当該特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産につき存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

八 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果(当該特定資産が不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。)であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。)

九〇十二 (略)

二〇一〇 (略)

(資産流動化計画違反の社員総会の決議の取消しの訴え)

第六十四条 社員総会の決議の内容が資産流動化計画に違反するとき

は、社員、取締役、監査役、清算人、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定借入れに係る債権者は、社員総会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより取締役、監査役又は清算人（第七十六条第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

2 (略)

第六十七条 特定目的会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。ただし、第三号に掲げる機関については、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものにあつては、この限りでない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(取締役の資格)

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 三 (略)

四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

は、社員、取締役、監査役、清算人、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定借入れに係る債権者は、社員総会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより取締役、監査役又は清算人（第七十六条第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

2 (略)

第六十七条 特定目的会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。ただし、第三号に掲げる機関については、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものにあつては、この限りでない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(取締役の資格)

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 三 (略)

四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

五〇七 (略)

八 資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。

）の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第二百条第二項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））

九・十 (略)

2 (略)

(会計監査人の資格等)

第七十三条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 (略)

二 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（第二百条第二項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合にあつては、その受託者）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号並びに第九十一条第四項第二号及び第三号において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続

五〇七 (略)

八 資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。

）の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第二百条第三項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））

九・十 (略)

2 (略)

(会計監査人の資格等)

第七十三条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 (略)

二 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（第二百条第三項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合にあつては、その受託者）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号並びに第九十一条第四項第二号及び第三号において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続

的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 (略)

4 (略)

(社員等による取締役の行為の差止め)

第八十二条 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定借入れに係る債権者は、取締役が法令又は資産流動化計画に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合には、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(債権者の異議)

第百十一条 特定目的会社が前三条の規定により特定資本金の額又は優先資本金の額を減少する場合には、当該特定目的会社の債権者（前条の規定により優先資本金の額を減少する場合にあつては、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定借入れに係る債権者を除く。以下この条において同じ。）は、当該特定目的会社に対し、特定資本金の額又は優先資本金の額の減少について異議を述べることができる。

2 6 (略)

(社員等の権利の行使に関する利益の供与)

第二百二十条 特定目的会社は、何人に対しても、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定借入れに係る債権者（次項及び第

的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 (略)

4 (略)

(社員等による取締役の行為の差止め)

第八十二条 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、取締役が法令又は資産流動化計画に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合には、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(債権者の異議)

第百十一条 特定目的会社が前三条の規定により特定資本金の額又は優先資本金の額を減少する場合には、当該特定目的会社の債権者（前条の規定により優先資本金の額を減少する場合にあつては、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者を除く。以下この条において同じ。）は、当該特定目的会社に対し、特定資本金の額又は優先資本金の額の減少について異議を述べることができる。

2 6 (略)

(社員等の権利の行使に関する利益の供与)

第二百二十条 特定目的会社は、何人に対しても、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者（次項及

五項において「社員等」という。）の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該特定目的会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。）をしてはならない。

256 (略)

(募集特定社債の申込み)

第二百二十二条 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集特定社債（当該募集に応じて当該特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定社債をいう。以下この節において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一・二 (略)

三 募集特定社債に係る特定資産（従たる特定資産を除く。）の種類

四5十六 (略)

十七 資産流動化計画に定められた特定資産（従たる特定資産を除く。）を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗することができる権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

十八 前号の特定資産につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるもの 政令で定める不動産鑑定士によるこれ

び第五項において「社員等」という。）の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該特定目的会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。）をしてはならない。

256 (略)

(募集特定社債の申込み)

第二百二十二条 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集特定社債（当該募集に応じて当該特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定社債をいう。以下この節において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一・二 (略)

三 募集特定社債に係る特定資産の種類

四5十六 (略)

十七 資産流動化計画に定められた特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗することができる権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

十八 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）で

あるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したも

らの資産に係る不動産の鑑定評価の評価額

ロ イに掲げる資産以外の資産 特定目的会社以外の者であつて

政令で定めるものが当該資産の価格につき調査した結果

十九～二十一 (略)

二十二 資産流動化計画に特定借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

二十三 (略)

2～10 (略)

(資産流動化計画の変更)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

一 (略)

二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定借入れに係る債権者（次項において「利害関係人」という。）の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合

三 (略)

4 (略)

5 第三十二条第二項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同条第二項中「社員」とあるのは、「社員、特定

のに限る。）

十九～二十一 (略)

二十二 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

二十三 (略)

2～10 (略)

(資産流動化計画の変更)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

一 (略)

二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者（次項において「利害関係人」という。）の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合

三 (略)

4 (略)

5 第三十二条第二項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同条第二項中「社員」とあるのは、「社員、特定

社債権者、特定約束手形の所持人及び特定借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

(計画変更決議)

第五十二条 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議（以下この節において「計画変更決議」という。）を行う社員総会に係る第五十六条第一項の規定による招集の通知をするときは、当該各号に定める事項を記載した書類を交付しなければならない。

一～三 (略)

四 特定借入れを行っている特定目的会社 第五十七条第二項において準用する第五十五条第四項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定借入れに係る債権者に係る特定借入れの額の合計額

2・3 (略)

(反対優先出資社員の優先出資買取請求権)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 優先出資買取請求があつた場合において、優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との間に協議が調ったときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から六十日以内にその支払をしなければならない。ただし、次条第五項、第五十五条第四項又

社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

(計画変更決議)

第五十二条 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議（以下この節において「計画変更決議」という。）を行う社員総会に係る第五十六条第一項の規定による招集の通知をするときは、当該各号に定める事項を記載した書類を交付しなければならない。

一～三 (略)

四 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第五十七条第二項において準用する第五十五条第四項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定目的借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

2・3 (略)

(反対優先出資社員の優先出資買取請求権)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 優先出資買取請求があつた場合において、優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との間に協議が調ったときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から六十日以内にその支払をしなければならない。ただし、次条第五項、第五十五条第四項又

は第五百五十六条第三項若しくは第五百五十七条第二項において準用する第五百五十五条第四項の規定による特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその支払をすることができない。

4 (略)

(特定借入れに係る債権者の異議)

第五百五十七条 特定借入れを行っている特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画を変更するときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、特定借入れに係る各債権者に対しその変更に関する異議があるときは当該期間内にこれを述べるべき旨を催告しなければならない。

2 第三百三十二条第二項の規定は前項の催告について、第五百五十五条第三項及び第四項の規定は特定借入れに係る債権者について、それぞれ準用する。この場合において、第三百三十二条第二項中「社員」とあるのは「特定借入れに係る債権者」と、第五百五十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三百五十七条第一項」と読み替えるものとする。

(貸借対照表の作成等)

第五百五十九条 資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分を終了し、かつ、特定社債若しくは特定約束手形を発行し、又は特

は第五百五十六条第三項若しくは第五百五十七条第二項において準用する第五百五十五条第四項の規定による特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその支払をすることができない。

4 (略)

(特定目的借入れに係る債権者の異議)

第五百五十七条 特定目的借入れを行っている特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画を変更するときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、特定目的借入れに係る各債権者に対しその変更に関する異議があるときは当該期間内にこれを述べるべき旨を催告しなければならない。

2 第三百三十二条第二項の規定は前項の催告について、第五百五十五条第三項及び第四項の規定は特定目的借入れに係る債権者について、それぞれ準用する。この場合において、第三百三十二条第二項中「社員」とあるのは「特定目的借入れに係る債権者」と、第五百五十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三百五十七条第一項」と読み替えるものとする。

(貸借対照表の作成等)

第五百五十九条 資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分を終了し、かつ、特定社債若しくは特定約束手形を発行し、又は特

定借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済を完了した特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、当該特定目的会社の取締役は、第一種特定目的会社にあつては遅滞なく、第二種特定目的会社にあつては資産流動化計画の定めにより優先出資を消却する前に、当該特定目的会社の貸借対照表を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2～4 (略)

(解散の事由)

第六十条 特定目的会社は、次に掲げる事由によって解散する。

一～六 (略)

七 資産流動化計画に記載し、又は記録する特定資産（従たる特定資産を除く。）の譲受け、資産対応証券の発行又は特定借入れの実行の不能

八 (略)

2 (略)

(解散の決議)

第六十一条 (略)

2 前項の決議は、特定目的会社の資産流動化計画の定めによる特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定借入れの弁済が完了した後でなければ、行うことができない。

定借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済を完了した特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、当該特定目的会社の取締役は、第一種特定目的会社にあつては遅滞なく、第二種特定目的会社にあつては資産流動化計画の定めにより優先出資を消却する前に、当該特定目的会社の貸借対照表を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2～4 (略)

(解散の事由)

第六十条 特定目的会社は、次に掲げる事由によって解散する。

一～六 (略)

七 資産流動化計画に記載し、又は記録する特定資産の譲受け、資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行の不能

八 (略)

2 (略)

(解散の決議)

第六十一条 (略)

2 前項の決議は、特定目的会社の資産流動化計画の定めによる特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済が完了した後でなければ、行うことができない。

(優先資本金の額の減少による変更の登記)

第百八十九条 次の各号に掲げる規定に基づく優先資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 第百五十九条の規定 資産流動化計画並びに特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定借入れの弁済を証する書面

第百九十九条 削除

(優先資本金の額の減少による変更の登記)

第百八十九条 次の各号に掲げる規定に基づく優先資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 第百五十九条の規定 資産流動化計画並びに特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済を証する書面

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第百九十九条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い特定資産を譲り受けようとする場合において、その譲受けに係る契約書に、当該特定資産の譲渡人が、当該特定資産に係る資産対応証券に関する有価証券届出書等(金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書その他の内閣府令において規定する書類をいう。以下同じ。)(に記載すべき重要な事項につき、譲受人たる当該特定目的会社に告知する義務を有する旨の記載がないときは、当該特定資産を譲り受けてはならない。

(業務の委託)

第二百条 (略)

(削る)

(業務の委託)

第二百条 (略)

2 前項の規定による特定資産の信託に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

2 | 特定目的会社は、前項の規定にかかわらず、特定資産のうち次に掲げる資産については、当該資産の譲渡人又は当該資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にその管理及び処分に係る業務を委託することができる。

一～四 (略)

五 | 従たる特定資産（前各号に掲げる資産に該当するものを除く。）

3 | 特定目的会社は、前項の規定による特定資産（従たる特定資産を除く。）の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約には、当該業務を委託する相手方（以下この項において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。

一～三 (略)

(削る)

四 | (略)

一 | 当該信託の受託者が、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理及び処分に關する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該特定目的会社に通ずる義務を有すること。

二 | 政令で定める特定資産の管理及び処分については、政令で定める条件

3 | 特定目的会社は、第一項の規定にかかわらず、特定資産のうち次に掲げる資産については、当該資産の譲渡人又は当該資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にその管理及び処分に係る業務を委託することができる。

一～四 (略)

(新設)

4 | 特定目的会社は、前項の規定による特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約には、当該業務を委託する相手方（以下この条において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。

一～三 (略)

四 | 受託者は、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき受託した資産の管理及び処分に關する重要な事項につき知った事実を、遅滞なく委託者に通知すること。

五 | (略)

第二百一条 削除

(債権の取立委託の制限)

第二百二条 特定目的会社は、第二百条第二項及び第三項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権(金銭の支払を目的とするものに限る。)又は電子記録債権(以下この条において「譲受債権」と総称する。)について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に対する同項第四号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業法第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

(信託受益権を譲り受ける場合の特例)

第二百一条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合において、当該信託に係る契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項(当該特定目的会社が当該資産流動化計画に従い発行する資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき事項を含むものに限る。)につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載がないときは、当該受益権を譲り受けてはならない。

(債権の取立委託の制限)

第二百二条 特定目的会社は、第二百条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権(金銭の支払を目的とするものに限る。)又は電子記録債権(以下この条において「譲受債権」と総称する。)について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業法第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

第二百三条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第二百条第二項及び第三項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

第二百八条 資産流動化計画に定められた特定資産（従たる特定資産を除く。）の譲渡人（当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。以下「特定譲渡人」という。）が特定目的会社の発行する資産対応証券（特定短期社債及び特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。）の募集等に関する事務を受託した者である場合における金融商品取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第二条第八項第九号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

2 (略)

(資金の借入れ)

第二百十条 特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により資金の借入れを行うことができる。

第二百三条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第二百条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

第二百八条 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。以下「特定譲渡人」という。）が特定目的会社の発行する資産対応証券（特定短期社債及び特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。）の募集等に関する事務を受託した者である場合における金融商品取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第二条第八項第九号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

2 (略)

(資金の借入れ)

第二百十条 特定目的会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により特定資産を取得するために必要な資金の借入れを行うことができる。

一・二 (略)

第二百一十一条 特定目的会社が行う資金の借入れであつて、前条の規定により行う資金の借入れ以外のものについては、次の各号に掲げる資金の借入れの区分に応じ当該各号に定める場合に限り、行うことができるものとする。

一 特定社債、特定約束手形又は特定借入れに係る債務の履行に充てるための資金の借入れ(当該資金の借入れに係る債務の履行に充てるために更に資金の借入れを行う場合を含む。) 借入期間が一年以内である場合

二 前号に掲げる資金の借入れ以外の資金の借入れ 資産対応証券の発行又は特定借入れを行う場合における一時的な資金繰りのために資金の借入れを行う場合その他投資者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合

(特定資産の処分等の制限)

第二百十三条 特定目的会社は、資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、特定資産(従たる特定資産を除く。)を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(届出)

第二百二十五条 (略)

2 前項の規定による届出を行うときは、次に掲げる書類を添付しな

一・二 (略)

第二百一十一条 特定目的会社は、前条の規定により行う場合及び資産流動化計画にあらかじめ定められた方法に基づき特定社債、特定約束手形又は特定目的借入れに係る債務の履行に充てるため資金の借入れを行う場合その他投資者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合を除き、資金の借入れを行つてはならない。

(特定資産の処分等の制限)

第二百十三条 特定目的会社は、資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(届出)

第二百二十五条 (略)

2 前項の規定による届出を行うときは、次に掲げる書類を添付しな

ければならない。

一・二 (略)

三 特定資産(従たる特定資産を除く。)の管理及び処分に係る業務を他人に委託するときは、当該委託に係る契約の契約書案

四 (略)

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第二百二十七条 受託信託会社等は、資産信託流動化計画を変更したときは、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、資産信託流動化計画に記載又は記録された事項の変更であつて、特定資産の取得の時期の確定に伴う変更その他の軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十条 特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 (略)

(削る)

(削る)

ければならない。

一・二 (略)

三 特定資産の管理及び処分に係る業務を他人に委託するときは、当該委託に係る契約の契約書案

四 (略)

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第二百二十七条 受託信託会社等は、資産信託流動化計画を変更したときは、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出(次条において「変更届出」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十条 特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 (略)

二 政令で定める特定資産の管理及び処分については、政令で定める条件

三 原委託者は、その信託した特定資産に係る受益証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等

二 信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額（あらかじめ定められた金額が得られるものとして政令で定める方法により計算されるものを含む。）の分配を受ける種類の受益権（以下この項において「社債的受益権」という。）を定める場合には、当該社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものであること、当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議（次に掲げるものを除く。）について議決権を有しないことその他政令で定める条件

イ 第二百六十九条第一項第一号の承諾を行う権利者集会の決議

ロ 第二百七十三条第一項の権利者集会の決議

ハ 第二百七十四条第一項の権利者集会の決議

ニ 第二百七十五条第一項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）の承諾を行う権利者集会の決議

ホ 第二百七十六条第一項の権利者集会の決議

ヘ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百二十二条の

二第一項の承認を行う権利者集会の決議

三 社債的受益権であつて、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの（第二百三十四条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。）を定める場合には、原委託者は、その信用状態に係る事由が

に告知しなければならないこと。

四 信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額（あらかじめ定められた金額が得られるものとして政令で定める方法により計算されるものを含む。）の分配を受ける種類の受益権を定める場合には、当該種類以外の種類の受益権を定めることその他政令で定める条件

（新設）

<p>発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならないこと。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(受益証券) 第二百三十四条 (略)</p>	<p>(受益証券) 第二百三十四条 (略)</p>
<p>2 3 4 (略)</p>	<p>2 3 4 (略)</p>
<p>5 受益証券は、その番号、発行の年月日及び次に掲げる事項を記載し、受託信託会社等を代表する役員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。</p>	<p>5 受益証券は、その番号、発行の年月日及び次に掲げる事項を記載し、受託信託会社等を代表する役員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。</p>
<p>一 特定目的信託の受益証券である旨 (当該受益証券が特別社債的受益権に係るものであるときは、その旨を含む。)</p>	<p>一 特定目的信託の受益証券である旨</p>
<p>二 3 11 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>二 3 11 (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>(業務の委託) 第二百八十四条 (略)</p>	<p>(業務の委託) 第二百八十四条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第二百条第三項及び第二百二条の規定は、第一項の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>3 第二百条第四項及び第二百二条の規定は、第一項の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
<p>(社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪)</p>	<p>(社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪)</p>

第三百十一条 第三百二条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の特定目的会社の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定借入れに係る債権者の権利の行使（第六十四条第一項、第八十二条又は第一百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）に規定する権利の行使に限る。第四項において「社員等の権利の行使」という。）に関し、当該特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2  
8  
(略)

第三百十一条 第三百二条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の特定目的会社の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定借入れに係る債権者の権利の行使（第六十四条第一項、第八十二条又は第一百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）に規定する権利の行使に限る。第四項において「社員等の権利の行使」という。）に関し、当該特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2  
8  
(略)

十四 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）

改正案

現行

<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 会社法第二十四条に規定する最終事業年度の末日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。第六号ロにおいて同じ。）が十億円を超える株式会社（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前三号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 前各号に掲げる者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、前各号に掲げる者を除く。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>(新設)</p>
--	--

- 六| 会社法第二条第二号に規定する外国会社であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に掲げる者を除く。）
- イ| 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える者
- ロ| 会社法第八十九条第一項に規定する貸借対照表に相当するものにおける純資産の額に相当するものの額が十億円を超える者
- ハ| 金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場に上場されている有価証券の発行者である者
- 七| 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社
- 八| 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者（第一号から第六号までに掲げる者を除く。）
- 九| 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）
- 十| 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（株式会社であるものに限る、第一号から第五号まで及び第八号に掲げる者を除く。）
- 十一| 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第五号に掲げる者を除く。）
- 十二| 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人（第五号に掲

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 四| 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社
- 五| 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人

げる者を除く。)

十三 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は合同会社(第一号から第五号までに掲げる者を除く。)

イ〜ホ (略)

2 | 特定融資契約の当事者の一方である借主が前項第六号に規定する外国会社である場合において、同号イに規定する資本金の額若しくは出資の総額又は同号ロに規定する純資産の額に相当するものを本邦通貨に換算するときは、特定融資契約を締結する時の外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。

(利息制限法等の適用除外)

第三条 利息制限法第三条及び第六条並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条の第四項の規定は、特定融資契約に係る前条第一項の手数料については、適用しない。

六 | 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社(第一号から第三号までに掲げる者を除く。)

イ〜ホ (略)

(新設)

(利息制限法等の適用除外)

第三条 利息制限法第三条及び第六条並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条の第四項の規定は、特定融資契約に係る前条の手数料については、適用しない。

改正案	現行
<p>(業務の範囲) 第五十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〇十九 (略)</p> <p>二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務</p> <p>イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。</p> <p>ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。</p>	<p>(業務の範囲) 第五十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〇十九 (略)</p> <p>(新設)</p>

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介  
5  
5  
8 (略)

(新設)  
5  
5  
8 (略)

○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（附則第二十二條關係）

改正案	現行
<p>（登録政治資金監査人による政治資金監査） 第十九条の十三（略） 25（略） 6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士（登録政治資金監査人が行つた第一項の政治資金監査の業務を補助した公認会計士及び企業財務会計士を含む。）に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十二條第二項（同法第三十四條の七十三及び第四十六條の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（同法第三十四條の七十三において準用する場合を含む。）の規定による調査については、同法第三十三條（同法第三十四條の七十三において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>	<p>（登録政治資金監査人による政治資金監査） 第十九条の十三（略） 25（略） 6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十二條第二項（同法第四十六條の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による調査については、同法第三十三條の規定は、適用しない。</p>

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（附則第二十三条関係）

改正案	現行
<p>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用） 第六条の五（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六</p>	<p>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用） 第六条の五（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六</p>

条の五の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「信用組合等（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四に規定する信用組合等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該信用組合等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第六条の三第三項及び第七条の二第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第九条から第十二条まで」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「信用組合等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条の五の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「信用組合等（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四に規定する信用組合等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該信用組合等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第六条の三第三項及び第七条の二第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第九条から第十二条まで」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「信用組合等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七 道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者（同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）が、当該特定目的信託の信託財産に属する不動産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻す場合における当該不動産の取得</p> <p>イ 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権（ハにおいて「社債的受益権」という。）の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。</p>	<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七 道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p>

ロ 当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

五〇二十（略）

五〇二十（略）

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）の規定による懲戒処分により、弁理士会からの除名、公認会計士若しくは企業財務会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消滅の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）</p> <p>十 （略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）の規定による懲戒処分により、弁理士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消滅の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）</p> <p>十 （略）</p>

(登録拒否事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

- 一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、企業財務会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務(第四十三条において「鑑定評価等業務」という。)を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの

二〇七 (略)

(業務の停止)

第四十三条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、企業財務会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

(登録拒否事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

- 一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務(第四十三条において「鑑定評価等業務」という。)を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの

二〇七 (略)

(業務の停止)

第四十三条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第二十六条関係）

改正案	現行
<p>（振替社債等の利子等の課税の特例）</p> <p>第五条の三 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けているものにつきその利子又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子等（その者が当該特定振替社債等を引き続き所有していた期間（当該特定振替社債等につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。第二号及び第三項において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>一 当該非居住者又は外国法人が、特定振替社債等の利子等につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財</p>	<p>（振替社債等の利子の課税の特例）</p> <p>第五条の三 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けているものにつきその利子（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（その者が当該特定振替社債等を引き続き所有していた期間（当該特定振替社債等につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。第二号及び第三項において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>一 当該非居住者又は外国法人が、特定振替社債等の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財</p>

財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所)その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関)及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関。次号において同じ。)及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等)を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

二 当該非居住者又は外国人が、当該特定振替社債等の利子等の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該特定振替社債等に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該特定

務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所)その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関)及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関。次号において同じ。)及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等)を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

二 当該非居住者又は外国人が、当該特定振替社債等の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該特定振替社債等に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該特定

振替機関等及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）及び当該利子等の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子等の支払をする者を経由して当該利子等に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

2 前項の規定は、特定振替社債等の発行者（特定振替社債等のうち政令で定めるものにあつては、政令で定める者。以下この条（第四項第二号を除く。）において同じ。）の特殊関係者（特定振替社債等の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替社債等の利子等（第五項において準用する前条第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの又は第五項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるものとされるものを除く。）については、適用しない。

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子等でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項各号に掲げる要件（当該

替機関等及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

2 前項の規定は、特定振替社債等の発行者の特殊関係者（特定振替社債等の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替社債等の利子（第五項において準用する前条第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの又は第五項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるものとされるものを除く。）については、適用しない。

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子等でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項各号に掲げる要件（当該非

非居住者が前条第四項の組合財産又は信託財産に属する特定振替社債等につき支払を受ける利子等については、第一項各号及び第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件)を満たしており、かつ、当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子等(所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替社債等 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。)のうち、その利子等の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

二 特定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関のうち、同法第十三条の規定に基づき社債(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「社債等」という。)を取り扱うことについて当該社債等の同条第一項の発行者から同意を得た者をいう。

三〇九 (略)

5 前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第

居住者が前条第四項の組合財産又は信託財産に属する特定振替社債等につき支払を受ける利子については、第一項各号及び第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件)を満たしており、かつ、当該特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子(所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替社債等 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。)のうち、その利子の額が当該振替社債等の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

二 特定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関のうち、同法第十三条の規定に基づき社債(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「社債等」という。)を取り扱うことについて当該社債等の発行者から同意を得た者をいう。

三〇九 (略)

5 前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第

十二項から第二十二項まで及び第二十四項の規定は、特定振替社債等の利子等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第六項	(略)		前条第三項	(略)	(略)
第一項及び前項	(略)	同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子	第五条の二第三項	(略)	(略)
次条第一項及び第三項	(略)	同法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等の利子等	第五条の三第五項(振替社債等の利子等の課税の特例)において準用する同法第五条の二第三項	(略)	(略)

十二項から第二十二項まで及び第二十四項の規定は、特定振替社債等の利子等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第六項	(略)		前条第三項	(略)	(略)
第一項及び前項	(略)	同項に規定する振替国債又は振替地方債	第五条の二第三項	(略)	(略)
次条第一項及び第三項	(略)	同法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等	第五条の三第五項(振替社債等の利子の課税の特例)において準用する同法第五条の二第三項	(略)	(略)

及び第三条の二	(略)	第五条の二第一項又は第五項後段	利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」と
、第三条の二及び第八条の二	(略)	第五条の三第一項又は第三項後段	これらの規定に規定する利子等」と、第八条の二第一項中「(以下」とあるのは「(第五条の三第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下」と、同条第五項中「配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」とあるのは「配当等(第五条の三第一項の規定の適用を受け

	(略)	第五条の二第一項又は第五項後段	
	(略)	第五条の三第一項又は第三項後段	

前条第二十二	(略)	前条第十二項				(略)	
第五条の二第十一項又は	(略)	利子」	以下この条	方債 振替国債又は当該振替地	利子（	(略)	
第五条の三第五項（	(略)	利子等」	第二号及び第三項	特定振替社債等	利子等（	(略)	るものを除く。以下 この項において同じ 。）の支払を受ける 居住者又は非居住者 及びその」

前条第二十二	(略)	前条第十二項				(略)	
第五条の二第十一項又は	(略)			以下この条	方債 振替国債又は当該振替地	(略)	
第五条の三第五項（	(略)			第二号及び第三項	特定振替社債等	(略)	

項	
第十二項	振替社債等の利子等の課税の特例)において準用する同法第五条の二第十二項
(略)	(略)

6 特定振替社債等の発行者は、第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子等につき第九条の六第四項又は所得税法第二百二十二条の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

7 特定振替社債等の利子等の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「金融機関」という。)が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子、合同運用信託若しくは公募公社債等運用投

項	
第十二項	振替社債等の利子の課税の特例)において準用する同法第五条の二第十二項
(略)	(略)

6 特定振替社債等の発行をした者で第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子につき所得税法第二百二十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、政令で定めるところにより、当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

7 特定振替社債等の利子の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「金融機関」という。)が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公募公社債等運用

資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）の収益の分配又は社債的受益権（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この条、次条、第九条の四及び第三十七条の十五において同じ。）の剰余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項及び次項において同じ。）で次に掲げるものについては、同法第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三号及び第四号において「振替口座簿」という。）に記載又は記録がされた公社債の利子（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令で定めるものを除く。）でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの

#### 二・三（略）

四 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当（第一号に規定する金融機関の当該記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当で政令で定めるものを除く。）でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの

2 金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社で政令で定めるもの（次項及び第五項において「金融商品取引業者等」

投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）の収益の分配で次に掲げるものについては、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三号において「振替口座簿」という。）に記載又は記録された公社債の利子（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令で定めるものを除く。）でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの

#### 二・三（略）

#### （新設）

2 金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社で政令で定めるもの（次項及び第五項において「金融商品取引業者等」

という。)が支払を受ける公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当で前項第一号又は第四号に掲げるもの(次項において「公社債の利子等」という。)については、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3 内国法人(金融機関、金融商品取引業者等その他政令で定める法人を除くものとし、公社債及び社債的受益権の主たる取引者として政令で定めるものに限る。第五項において同じ。)が支払を受けるものとして政令で定める公社債の利子等については、所得税法第七十四条、第七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、適用しない。

4 金融機関は、第一項第一号、第三号又は第四号に規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当につき支払を受ける際、財務省令で定めるところにより、その利子、収益の分配又は剰余金の配当のうち同項の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、その支払の取扱者を経由して、その支払地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前項の規定は、金融商品取引業者等又は内国法人が第一項第一号又は第四号に規定する利子又は剰余金の配当につき支払を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「収益の分配又は剰余金の配当のうち同項」とあるのは、「又は剰余金の配当のうち第二項又は前項」と読み替えるものとする。

6 第一項第一号、第三号又は第四号に規定する記載若しくは記録が

という。)が支払を受ける公社債の利子で前項第一号に掲げるものについては、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3 内国法人(金融機関、金融商品取引業者等その他政令で定める法人を除くものとし、公社債の主たる取引者として政令で定めるものに限る。第五項において同じ。)が支払を受けるものとして政令で定める公社債の利子で第一項第一号に掲げるものについては、所得税法第七十四条、第七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、適用しない。

4 金融機関は、第一項第一号又は第三号に規定する利子又は収益の分配につき支払を受ける際、財務省令で定めるところにより、その利子又は収益の分配のうち同項の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、その支払の取扱者を経由して、その支払地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前項の規定は、金融商品取引業者等又は内国法人が第一項第一号に規定する利子につき支払を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「又は収益の分配のうち同項」とあるのは、「のうち第二項又は前項」と読み替えるものとする。

6 第一項第一号又は第三号に規定する記載若しくは記録されていた

されていた期間又は委託した期間若しくは記名式であつた期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当で次に掲げる受益権の収益の分配に係るもの(以下この条において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。)については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 (略)

二 社債的受益権

25 (略)

(外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分

期間又は委託した期間若しくは記名式であつた期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当で次に掲げる受益権の収益の分配に係るもの(以下この条において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。)については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 (略)

二 社債的受益権(その信託契約に資産の流動化に關する法律(平成十年法律第五号)第二百三十條第一項第四号に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権をいう。第九條の四第一項において同じ。)

25 (略)

(外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分

配に係る課税の特例

第九条の六 (略)

- 2 所得税法第六十四条第一項第二号から第四号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき外国特定目的信託の利益の分配(第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。)  
及び外国特定投資信託の収益の分配(同法第六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。)  
については、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

3 (略)

- 4 非居住者又は外国人に対し国内において外国特定目的信託の利益の分配(第五条の三第一項又は第三項後段の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第六項において同じ。)  
又は外国特定投資信託の収益の分配の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならぬ。

5～8 (略)

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

- 第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。
  - 一 公社債(第三十七条の十第二項第三号に規定する新株予約権付

配に係る課税の特例

第九条の六 (略)

- 2 所得税法第六十四条第一項第二号から第四号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配(同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。)  
については、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

3 (略)

- 4 非居住者又は外国人に対し国内において外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5～8 (略)

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

- 第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。
  - 一 公社債(第三十七条の十第二項第三号に規定する新株予約権付

社債を除く。)並びに公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益権並びに社債的受益権(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡(所得税法第五十七条の四第三項第四号に掲げる新株予約権付社債についての社債の譲渡で同号に定める事由によるものを除く。次項第一号において同じ。)による所得

二 公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び特定目的信託(以下この号及び次項第二号において「公社債投資信託等」という。)  
(の終了又は公社債投資信託等の一部の解約によりその公社債投資信託等の受益権(特定目的信託の受益権については、社債的受益権に限る。以下この号及び次項第二号において同じ。)を有する者に対して支払われる金額とその公社債投資信託等について信託された金額(所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第二号において同じ。))のうち当該受益権に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該受益権の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

2  
(略)

(振替国債の償還差益等の非課税等)

第四十一条の十三 (略)

社債を除く。)並びに公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益権並びに第八条の二第一項第二号に規定する社債的受益権(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡(所得税法第五十七条の四第三項第四号に掲げる新株予約権付社債についての社債の譲渡で同号に定める事由によるものを除く。次項第一号において同じ。)による所得

二 公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び特定目的信託(以下この号及び次項第二号において「公社債投資信託等」という。)  
(の終了又は公社債投資信託等の一部の解約によりその公社債投資信託等の受益権(特定目的信託の受益権については、第八条の二第一項第二号に規定する社債的受益権に限る。以下この号及び次項第二号において同じ。))を有する者に対して支払われる金額とその公社債投資信託等について信託された金額(所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第二号において同じ。))のうち当該受益権に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該受益権の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

2  
(略)

(振替国債の償還差益等の非課税等)

第四十一条の十三 (略)

2 非居住者が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

3 6 (略)

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、第一号から第三号までに掲げる債券に係る債券現先取引（所得税法第六十一条第六号に規定する政令で定める債券の買戻し又は売戻条件付売買取引（政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。第十項において同じ。）又は次に掲げる有価証券に係る証券貸借取引（現金又は有価証券を担保とする有価証券の貸付け又は借入れを行う取引で政令で定めるものをいう。第十項において同じ。）につき、特定金融機関等から同条第六号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（政令で定めるものを除く。以下この条において「特定利子」という。）については、所得税を課さない。

一 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は同法第六十六条に規定する振替社債（これに類するものとして政令で定めるもの

2 非居住者が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で当該特定振替社債等の発行をする者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

3 6 (略)

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、第一号から第三号までに掲げる債券に係る債券現先取引（所得税法第六十一条第六号に規定する政令で定める債券の買戻し又は売戻条件付売買取引（政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。第十項において同じ。）又は次に掲げる有価証券に係る証券貸借取引（現金又は有価証券を担保とする有価証券の貸付け又は借入れを行う取引で政令で定めるものをいう。第十項において同じ。）につき、特定金融機関等から同条第六号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（政令で定めるものを除く。以下この条において「特定利子」という。）については、所得税を課さない。

一 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は同法第六十六条に規定する振替社債（これに類するものとして政令で定めるもの

を含む。以下この号において「振替社債等」という。)のうちその第五條の三第一項に規定する利子等の額が当該振替社債等の発行者(同条第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。)若しくは当該発行者の特殊関係者(振替社債等の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。)に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のもの

二〇四 (略)

2〇11 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二條の三 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ (略)

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式又は出資(当該株式又は出資のうち次に掲げる出資、投資口又は受益権に該当するものを除く。)の譲渡(適格現物出資又は適格現物分配による移転を除くものとし、合併(適格合併を除く。)又は分割(適格分割を除く。)による移転を含む。)で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

(1)・(2) (略)

(3) 法人課税信託のうち法人税法第二條第二十九號の二ホに掲

を含む。以下この号において「振替社債等」という。)のうちその利子の額が当該振替社債等の発行をする者若しくは当該発行をする者の特殊関係者(振替社債等の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。)に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のもの

二〇四 (略)

2〇11 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二條の三 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ (略)

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式又は出資(当該株式又は出資のうち次に掲げる出資、投資口又は受益権に該当するものを除く。)の譲渡(適格現物出資又は適格現物分配による移転を除くものとし、合併(適格合併を除く。)又は分割(適格分割を除く。)による移転を含む。)で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

(1)・(2) (略)

(3) 法人課税信託のうち法人税法第二條第二十九號の二ホに掲

げる特定目的信託であつて、第六十八条の三の二第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるもの又は同号ロ(3)若しくは(4)に掲げるもの(同項第二号イに規定する同族会社に該当するものを除く。)(に該当するものの受益権

(4) (略)

二 (略)

3 3 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。)(の額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。)(で第二号に掲げる要件を満たす事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)(に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 (略)

二 次に掲げる全ての要件

げる特定目的信託であつて、第六十八条の三の二第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの(同項第二号イに規定する同族会社に該当するものを除く。)(の受益権

(4) (略)

二 (略)

3 3 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。)(の額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。)(で第二号に掲げる要件を満たす事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)(に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 (略)

二 次に掲げる全ての要件

イ・ロ (略)

ハ 資産流動化法第二百条第一項に規定する特定資産を信託財産として信託していること又は当該特定資産(同条第二項各号に掲げる資産に限る。)の管理及び処分に係る業務を他の者に委託していること。

ニ～ト (略)

2～10 (略)

(振替国債の利子等の非課税等)

第六十七条の十七 (略)

2 外国法人が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等(以下この条において「特定振替社債等」という。)につき支払を受ける第五条の三第一項に規定する利子等及び償還差益(その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)で、当該特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3～9 (略)

10 第一項から第三項まで、第六項、第七項及び前項の規定は、第一項に規定する利子及び償還差益、第二項に規定する利子等及び償還差益、第三項に規定する利子及び発行差金、第六項に規定する償還差益、第七項に規定する特定利子及び貸借料等又は前項に規定する

イ・ロ (略)

ハ 資産流動化法第二百条第一項に規定する特定資産を信託財産として信託していること又は当該特定資産(同条第三項各号に掲げる資産に限る。)の管理及び処分に係る業務を他の者に委託していること。

ニ～ト (略)

2～10 (略)

(振替国債の利子等の非課税等)

第六十七条の十七 (略)

2 外国法人が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等(以下この条において「特定振替社債等」という。)につき支払を受ける利子及び償還差益(その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)で、当該特定振替社債等の発行をする者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3～9 (略)

10 第一項から第三項まで、第六項、第七項及び前項の規定は、第一項に規定する利子及び償還差益、第二項に規定する利子及び償還差益、第三項に規定する利子及び発行差金、第六項に規定する償還差益、第七項に規定する特定利子及び貸借料等又は前項に規定する損

損失の額のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人（以下この項及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する外国法人につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

11 特定振替社債等の第二項に規定する利子等又は償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

第六十八条の三の二 法人税法第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「利益の分配の額」という。）で当該特定目的信託に係る受託法人（同法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。以下第五項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

失の額のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人（以下この項及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する外国法人につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

11 特定振替社債等の利子又は第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

第六十八条の三の二 法人税法第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「利益の分配の額」という。）で当該特定目的信託に係る受託法人（同法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げる全ての要件

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) その発行者（金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）による社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）の募集が金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘（同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）であつて、その社債的受益権の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(削る)

- (2) その発行者が行つた社債的受益権の募集により社債的受益権が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）のみによつて引き受けられたもの

- (3) その発行者が行つた受益権（社債的受益権を除く。以下この号において同じ。）の募集により受益権が五十人以上の者

一 次に掲げる全ての要件

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) その発行者（金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）による受益権の募集が同条第三項に規定する取得勧誘（同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）であつて、その受益権の発行価額の総額が一億円以上であるもの

- (2) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

- (3) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。）のみによつて引き受けられたもの

(新設)

によつて引き受けられたもの

(4) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ・ニ (略)

二 次に掲げる全ての要件

イ 当該事業年度終了の時に<sup>イ</sup>法人税法第二条第十号に規定する同族会社のうち政令で定めるものに該当するもの(前号ロ

(1)又は(2)に該当する特定目的信託に係る受託法人を除く。)でないこと。

ロ 当該事業年度に係る利益の分配の額が当該事業年度の分配可能利益の額として政令で定める金額(当該受託法人が社債的受益権に係る受益証券(資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益証券をいう。)を発行している特定目的信託に係る受託法人である場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額)の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ハ (略)

2  
2  
12 (略)

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。)

(新設)

ハ・ニ (略)

二 次に掲げる全ての要件

イ 当該事業年度終了の時に<sup>イ</sup>法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当していないこと。

ロ 当該事業年度に係る利益の分配の額が当該事業年度の分配可能利益の額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ハ (略)

2  
2  
12 (略)

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。)

で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画（以下この項において「資産流動化計画」という。）に基づき特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項において同じ。）のうち倉庫等（倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。）以外の不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）の所有権の取得をした場合（当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ〜ハ（略）

二 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十二条第十二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二（略）

254（略）

で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画（以下この項において「資産流動化計画」という。）に基づき特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項において同じ。）のうち倉庫等（倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。）以外の不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）の所有権の取得をした場合（当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ〜ハ（略）

二 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十二条第十二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二（略）

254（略）

（特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を  
買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税）

第八十三条の三 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者（同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）が、当該特定目的信託の信託財産に属する財産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合には、当該財産の所有権の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該買い戻し後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権（以下この条において「社債的受益権」という。）の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

二 当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発行される

（新設）

ものであること及び当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

三 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

改正案

現行

<p>（受託法人等に関するこの法律の適用）          第六条の三 受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。）又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法人課税信託の受益権（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号（特定目的信託契約）に規定する社債的受益権をいう。第十四条第一項（無記名公社債の利子等の帰属）、第二十四条第一項（配当所得）、第七十六条第一項及び第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）並びに第二百二十五条第一項（支払調書）において同じ。）を除く。）は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式</p>	<p>（受託法人等に関するこの法律の適用）          第六条の三 受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。）又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法人課税信託の受益権（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権（その信託契約に資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第四号（特定目的信託契約）に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権をいう。第十四条第一項（無記名公社債の利子等の帰属）、第二十四条第一項（配当所得）、第七十六条第一項及び第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）並びに第二百二十五条第一項（支払調書）において同じ。）を除く。）は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合</p>
---	---

又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は  
当該受託法人の株主等でないものとする。

五〇九 (略)

において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資  
は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものと  
みなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等  
でないものとする。

五〇九 (略)

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十九条関係）

改正案		現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
	一～三十一（略）			
	<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明</p> <p>（注） 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>
一～三十一（略）				
<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明</p> <p>（注） 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
一～三十一（略）				

		たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。	
<p>五十 有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務研修団体の認定</p>	<p>三十三〜四十九 (略)</p>	<p>(一) 公認会計士、外国公認会計士又は企業財務会計士の登録</p> <p>イ 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十七条(登録の義務)の公認会計士の登録</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 公認会計士法第三十四条の七十一第一項(登録の義務)の企業財務会計士の登録</p> <p>(二) (三) (略)</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき 六万円</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
		<p>登録件数</p> <p>一件につき 三万円</p>	<p>(略)</p>
<p>(一) 公認会計士法第三十四条の二十四(登録)の有限責任監査法人の登録</p> <p>(二) 公認会計士法第十六条第二項(実務研修終了後の審査合格の確認)の</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき 十五万円</p>	<p>認定件数</p> <p>一件につき 十五万円</p>	

		たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。	
<p>五十 有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定</p>	<p>三十三〜四十九 (略)</p>	<p>(一) 公認会計士又は外国公認会計士の登録</p> <p>イ 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十七条(登録)の公認会計士の登録</p> <p>ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(二) (三) (略)</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき 六万円</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
		<p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>(一) 公認会計士法第三十四条の二十四(有有限責任監査法人の登録)の登録</p> <p>(二) 公認会計士法第十六条第一項(実務補習)の実務補習団体等の認定</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき 十五万円</p>	<p>認定件数</p> <p>一件につき 十五万円</p>	

実務研修団体の認定

五十一～百五十九 (略)

実務研修団体の認定

五十一～百五十九 (略)

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第三十条関係）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士若しくは企業財務会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの</p> <p>（登録拒否事由）</p> <p>第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。</p> <p>一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、企業財務会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの</p> <p>（登録拒否事由）</p> <p>第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。</p> <p>一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの</p>

二 (略)

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。）について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者

四 (略)

二 (略)

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。）について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者

四 (略)

○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第三十一条関係）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)            2・3 (略)            4 この法律において「信用事業」とは、農水産業協同組合が行う次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業</p> <p>三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業</p> <p>四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げる</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            2・3 (略)            4 この法律において「信用事業」とは、農水産業協同組合が行う次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業</p> <p>三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業</p> <p>四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第</p>

もの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三條第二項から第四項までの事業

五 水産業協同組合法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

5  
5  
10  
(略)

四項までの事業

五 水産業協同組合法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

5  
5  
10  
(略)

○ 政党助成法（平成六年法律第五号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
<p>（監査意見書等の添付） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人（これらの者が行った同項に規定する監査の業務を補助した公認会計士及び企業財務会計士を含む。）に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十二条第二項（同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四條の二十九第四項、第三十四條の七十三及び第四十六條の十第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四條の二十一第四項、第三十四條の二十一の二第七項、第三十四條の七十三において準用する場合を含む。）の規定による調査又は同法第三十四條の四十から第三十四條の六十二までに定める手続については、同法第三十三條（同法第三十四條の十の十七第三項、第三十四條の二十一第四項、第三十四條の二十一の二第七項、第三十四條の二十九第四項及び第三十四條の七十三において準用する場合を含む。）の規定又は同法第三十四條の四十七、第三十四條の四十九第二項及び第三十四條の五十一の規定は、適用しない。</p>	<p>（監査意見書等の添付） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十二条第二項（同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四條の二十一の二第七項、第三十四條の二十九第四項及び第四十六條の十第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同法第三十四條の十の十七第三項、第三十四條の二十一第四項、第三十四條の二十一の二第七項及び第三十四條の二十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は同法第三十四條の四十から第三十四條の六十二までに定める手続については、同法第三十三條（同法第三十四條の十の十七第三項、第三十四條の二十一第四項、第三十四條の二十一の二第七項及び第三十四條の二十九第四項において準用する場合を含む。）の規定又は同法第三十四條の四十七、第三十四條の四十九第二項及び第三十四條の五十一の規定は、適用しない。</p>

4  
・  
5  
  
(略)

4  
・  
5  
  
(略)

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（附則第三十三条関係）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「信用事業」とは、特定農水産業協同組合等が行う次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業</p> <p>三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業</p> <p>四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「信用事業」とは、特定農水産業協同組合等が行う次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業</p> <p>三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業</p> <p>四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（</p>

4

(略)

びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十条第二項から第四項までの事業

五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

4

(略)

これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項までの事業

五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

○ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）（附則第三十四条関係）

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>（農水産業協同組合貯金保険法の特例）</p> <p>2 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の農業協同組合連合会と合併し、又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）若しくは他の農業協同組合連合会から同項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業の全部を譲り受けた農業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額」とする。</p> <p>3 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の漁業協同組合連合会と合併し、又は水産業協同組合法第九十条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）から同項第三号及び第四号の</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>（農水産業協同組合貯金保険法の特例）</p> <p>2 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の農業協同組合連合会と合併し、又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）若しくは他の農業協同組合連合会から同項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業の全部を譲り受けた農業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額」とする。</p> <p>3 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の漁業協同組合連合会と合併し、又は水産業協同組合法第九十条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）から同項第三号及び第四号の</p>

事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十二条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき他の漁業協同組合連合会から同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業の全部を譲り受け、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合（以下「水産加工業協同組合」という。）から同項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部を譲り受け、若しくは同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受けた漁業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に

事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき他の漁業協同組合連合会から同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業の全部を譲り受け、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合（以下「水産加工業協同組合」という。）から同項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項までの事業の全部を譲り受け、若しくは同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合連合会から同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受けた漁業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に

応じて政令で定める金額」とする。

める金額」とする。

4 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の水産加工業協同組合連合会と合併し、又は水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七條第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一條第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け、同法第百條第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合連合会から同法第八十七條第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第四項から第六項までの事業の全部を譲り受け、同法第百條第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七條第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三條第二項から第四項までの事業の全部を譲り受け、若しくは他の水産加工業協同組合連合会から同法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第二項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第三項から第五項までの事業の全部を譲り受けた水産加工業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六條第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲

4 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の水産加工業協同組合連合会と合併し、又は水産業協同組合法第百條第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け、同法第百條第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合連合会から同法第八十七條第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第四項から第六項までの事業の全部を譲り受け、同法第百條第三項において準用する同法第五十四條の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第二項から第四項までの事業の全部を譲り受け、若しくは他の水産加工業協同組合連合会から同法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第三項から第五項までの事業の全部を譲り受けた水産加工業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六條第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額」とする。

渡を行つた農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額」とする。

(農林中央金庫等に係る組織再編成の特例)

第十六条 (略)

- 2 農業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二条第二項及び第五条第六号の規定の適用については、第二条第二項第一号へ中に限る。」とあるのは「及び農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。)」と、第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあつては、当該他の金融機関等から」とする。

- 3 漁業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二条第二項及び第五条第六号の規定の適用については、第二条第二項第一号へ中に限る。」とあるのは「、漁業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同法第

(農林中央金庫等に係る組織再編成の特例)

第十六条 (略)

- 2 農業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二条第二項及び第五条第六号の規定の適用については、第二条第二項第一号へ中に限る。」とあるのは「及び農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十条第一項第二号及び第三号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。)」と、第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあつては、当該他の金融機関等から」とする。

- 3 漁業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二条第二項及び第五条第六号の規定の適用については、第二条第二項第一号へ中に限る。」とあるのは「、漁業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法

十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。」と、第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあっては、当該他の金融機関等から」とする。

4 水産加工業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二条第二項及び第五条第六号の規定の適用については、第二条第二項第一号へ中「に限る。」とあるのは、「水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事

第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。」と、第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあっては、当該他の金融機関等から」とする。

4 水産加工業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二条第二項及び第五条第六号の規定の適用については、第二条第二項第一号へ中「に限る。」とあるのは、「水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。」と、第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再

業を含む。)並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。」と、第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあつては、当該他の金融機関等から」とする。

(組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権の譲渡に係る特例)

第十七条 (略)

254 (略)

5 前各項の規定は、農業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い農業協同組合から農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い漁業協同組合から水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前

編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあつては、当該他の金融機関等から」とする。

(組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権の譲渡に係る特例)

第十七条 (略)

254 (略)

5 前各項の規定は、農業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い農業協同組合から農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い漁業協同組合から水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定

に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合に準用する。

6  
(略)

経営基盤強化計画に従い水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合に準用する。

6  
(略)

○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（附則第三十五条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置）</p> <p>第三十条 昭和三十二年七月三十一日までに商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者及び同日までに公認会計士特例試験等に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十三号）による改正前の公認会計士法第五十七条第二項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者は、公認会計士法第八条第一項の規定による短答式による試験に合格した者とみなし、その申請により、会计学、企業法及び経営学について、<u>同条第二項の規定による論文式による試験を免除する。</u></p> <p>2 前項に規定する者は、公認会計士法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が<u>三年以上</u>であつて、同法第十六条第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置）</p> <p>第三十条 昭和三十二年七月三十一日までに商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者及び同日までに公認会計士特例試験等に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十三号）による改正前の公認会計士法第五十七条第二項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者は、<u>第二条の規定による改正後の公認会計士法第八条第一項の規定による短答式による試験に合格した者とみなし、その申請により、会计学、企業法及び経営学について、同法第八条第二項の規定による論文式による試験を免除する。</u></p> <p>2 前項に規定する者は、<u>第二条の規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上</u>であつて、同法第十六条第一項に規定する<u>実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。</u></p>

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（附則第三十六条関係）

改正案

現行

<p>（農林中央金庫等に係る金融組織再編成の特例） 第十八条（略）</p> <p>2 農業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該農業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農業協同組合連合会」とする。</p> <p>3 漁業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項</p>	<p>（農林中央金庫等に係る金融組織再編成の特例） 第十八条（略）</p> <p>2 農業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該農業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農業協同組合連合会」とする。</p> <p>3 漁業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項</p>
--	---

並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに漁業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該漁業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である漁業協同組合連合会」とする。

4 水産加工業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条

並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに漁業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該漁業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である漁業協同組合連合会」とする。

4 水産加工業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条

第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、  
第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七條第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一條第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七條第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三條第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六條第一項及び第二項において「水産加工業協同組合が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、第十六條第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該水産加工業協同組合連合会を除く。」と、同條第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である水産加工業協同組合連合会」とする。

第六項並びに第十六條第一項及び第二項の規定の適用については、  
第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同條第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同條第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六條第一項及び第二項において「水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、第十六條第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該水産加工業協同組合を除く。」と、同條第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である水産加工業協同組合連合会」とする。



○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）（附則第三十七条関係）

改 正 案		現 行	
<p>231 第二百三十一条（略） 232 233 234 235 236（略）</p> <p>37 特例旧特定目的会社の募集優先出資の申込みについては、新資産流動化法第四十条第一項第四号、第五号及び第七号並びに第八項中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、同条第一項第一号中「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）」とあるのは「並びに会社法整備法第二百二十八条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「旧資産流動化法」という。）第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」とする。</p>	<p>231 第二百三十一条（略） 232 233 234 235 236（略）</p> <p>37 特例旧特定目的会社の募集優先出資の申込みについては、新資産流動化法第四十条第一項第四号、第五号及び第七号並びに第八項中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、同条第一項第一号中「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）」とあるのは「並びに会社法整備法第二百二十八条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「旧資産流動化法」という。）第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」と、同項第八号中「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）」とあるのは「不動産」とする。</p>	<p>231 第二百三十一条（略） 232 233 234 235 236（略）</p> <p>37 特例旧特定目的会社の募集優先出資の申込みについては、新資産流動化法第四十条第一項第四号、第五号及び第七号並びに第八項中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、同条第一項第一号中「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）」とあるのは「並びに会社法整備法第二百二十八条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「旧資産流動化法」という。）第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」とする。</p>	<p>231 第二百三十一条（略） 232 233 234 235 236（略）</p> <p>37 特例旧特定目的会社の募集優先出資の申込みについては、新資産流動化法第四十条第一項第四号、第五号及び第七号並びに第八項中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、同条第一項第一号中「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）」とあるのは「並びに会社法整備法第二百二十八条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「旧資産流動化法」という。）第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」とする。</p>

資産流動化法第六十七条第一項中「資産流動化計画」とあるのは「その定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「特定社債の発行総額と特定借入れの総額との合計額」とあるのは「特定社債の発行総額」とする。

38・39 (略)

40 特例旧特定目的会社において、次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 第二百三十三条第三十九項第一号ロ(1)から(6)までに掲げる者

二～四 (略)

41 (略)

42 特例旧特定目的会社の会計監査人の資格等については、新資産流動化法第七十三条第三項第二号中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「第二百条第二項の規定に基づき同項各号の財産に係る」とあるのは「会社法整備法第二百三十三条第二十七項の規定に基づき特定資産の」とする。

43～54 (略)

第二百三十二条 (略)

2～12 (略)

13 特例旧特定目的会社の債権者の異議については、新資産流動化法第百十一条第一項中「特定約束手形の所持人及び特定借入れに係る債権者」とあるのは、「及び特定約束手形の所持人」とする。

資産流動化法第六十七条第一項中「資産流動化計画」とあるのは「その定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額」とあるのは「特定社債の発行総額」とする。

38・39 (略)

40 特例旧特定目的会社において、次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 第二百三十三条第四十項第一号ロ(1)から(6)までに掲げる者

二～四 (略)

41 (略)

42 特例旧特定目的会社の会計監査人の資格等については、新資産流動化法第七十三条第三項第二号中「資産流動化計画」とあるのは、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。

43～54 (略)

第二百三十二条 (略)

2～12 (略)

13 特例旧特定目的会社の債権者の異議については、新資産流動化法第百十一条第一項中「特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」とあるのは、「及び特定約束手形の所持人」とする。

14・15 (略)

16 特例旧特定目的会社の社員の権利の行使に対する利益の供与については、新資産流動化法第二百二十条第一項中、「特定約束手形の所持人又は特定借入れに係る債権者」とあるのは、「又は特定約束手形の所持人」とする。

17・18 (略)

19 特例旧特定目的会社の募集特定社債の申込みについては、新資産流動化法第二百二十二条第一項第一号中「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）」とあるのは「並びに旧資産流動化法第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」と、同項第十七号及び第十九号から第二十一号まで並びに同条第九項及び第十項中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。

20～30 (略)

31 特例旧特定目的会社の貸借対照表の作成については、新資産流動化法第五十九条第一項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「発行し、又は特定借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済」とあるのは「発行している場合においてその償還及び支払」と、「資産の流動化」とあるのは「特定資産の流動化（会社法整備法第二百三十条第四項に規定する特定資産の流動化をいう

14・15 (略)

16 特例旧特定目的会社の社員の権利の行使に対する利益の供与については、新資産流動化法第二百二十条第一項中、「特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者」とあるのは、「又は特定約束手形の所持人」とする。

17・18 (略)

19 特例旧特定目的会社の募集特定社債の申込みについては、新資産流動化法第二百二十二条第一項第一号中「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）」とあるのは「並びに旧資産流動化法第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」と、同項第十七号及び第十九号から第二十一号まで並びに同条第九項及び第十項中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、同条第一項第十八号中「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）」とあるのは「不動産」とする。

20～30 (略)

31 特例旧特定目的会社の貸借対照表の作成については、新資産流動化法第五十九条第一項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「発行し、又は特定目的借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済」とあるのは「発行している場合においてその償還及び支払」と、「資産の流動化」とあるのは「特定資産の流動化（会社法整備法第二百三十条第四項に規定する特定資産の流動化を

。以下同じ。」とする。

32～34 (略)

35 特例旧特定目的会社の解散の事由については、新資産流動化法第百六十条第一項第七号中、「資産対応証券の発行又は特定借入れの実行」とあるのは、「又は資産対応証券の発行」とする。

36 特例旧特定目的会社の解散の決議については、新資産流動化法第百六十一条第二項中、「特定約束手形の支払及び特定借入れの弁済」とあるのは、「及び特定約束手形の支払」とする。

37・38 (略)

第二百三十三条 (略)

2～23 (略)

24 特例旧特定目的会社の優先資本金の額の減少による変更の登記については、新資産流動化法第百八十九条第三号中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「特定約束手形の支払及び特定借入れの弁済」とあるのは「及び特定約束手形の支払」とする。

25～28 (略)

29 特例旧特定目的会社は、特定資産（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方（以下この項において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託して

いう。以下同じ。」とする。

32～34 (略)

35 特例旧特定目的会社の解散の事由については、新資産流動化法第百六十条第一項第七号中、「資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行」とあるのは、「又は資産対応証券の発行」とする。

36 特例旧特定目的会社の解散の決議については、新資産流動化法第百六十一条第二項中、「特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済」とあるのは、「及び特定約束手形の支払」とする。

37・38 (略)

第二百三十三条 (略)

2～23 (略)

24 特例旧特定目的会社の優先資本金の額の減少による変更の登記については、新資産流動化法第百八十九条第三号中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済」とあるのは「及び特定約束手形の支払」とする。

25～28 (略)

29 特例旧特定目的会社は、特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方（以下この項及び次項において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。

はならない。

一〇三 (略)

(削る)

四 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。

(削る)

30 特例旧特定目的会社の債権の取立委託の制限については、新資産

流動化法第二百二条中「第二百条第二項及び第三項」とあるのは、

「会社法整備法第二百三十三条第二十七項及び第二十九項」とする。

31 特例旧特定目的会社の不動産取引の委託の制限については、新資

産流動化法第二百三条中「第二百条第二項及び第三項」とあるのは

、「会社法整備法第二百三十三条第二十七項及び第二十九項」とする。

32 〃 34 (略)

35 特例旧特定目的会社の資金の借入れについては、新資産流動化法

一〇三 (略)

四 受託者は、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該委託に係る特定資産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を、遅滞なく委託者に通知すること。

五 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。

30 特例旧特定目的会社は、特定資産を信託する信託に係る契約書に、当該信託の受託者が、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該特例旧特定目的会社に通知する義務を有する旨の記載がないときは、当該信託を行ってはならない。

31 特例旧特定目的会社の債権の取立委託の制限については、新資産

流動化法第二百二条中「第二百条第三項及び第四項」とあるのは、

「会社法整備法第二百三十三条第二十七項及び第二十九項」とする。

32 特例旧特定目的会社の不動産取引の委託の制限については、新資

産流動化法第二百三条中「不動産(建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。)」とあるのは「不動産」と、「第二百条第三項及び第四項」とあるのは「会社法整備法第二百三十三条第二十七項及び第二十九項」とする。

33 〃 35 (略)

36 特例旧特定目的会社の資金の借入れについては、新資産流動化法

第二百十一条中「資金の借入れであつて、前条の規定により行う資金の借入れ以外のもの」とあるのは「資金の借入れ」と、同条第一号中「特定約束手形又は特定借入れ」とあるのは「又は特定約束手形」と、同条第二号中「資産対応証券の発行又は特定借入れ」とあるのは「資産対応証券の発行」とする。

36] 37] 40] (略)

41] 特例旧特定目的会社についての第三十九項の規定の適用については、旧資産流動化法の規定(第二百三十条からこの条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧資産流動化法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新資産流動化法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

42] 特例旧特定目的会社についての第三十九項第一号の規定は、この法律の施行の際現に旧特定目的会社の取締役、監査役又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する中間法人法(これに相当する外国の法令を含む。)、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられた場合におけるその者の施行日以後の第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

43] 内閣総理大臣は、第三十九項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

44] 第三十九項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反し

第二百十一条中「前条の規定により行う場合及び資産流動化計画」とあるのは「資産流動化計画」と、「特定約束手形又は特定目的借入れ」とあるのは「又は特定約束手形」とする。

37] 41] (略)

42] 特例旧特定目的会社についての第四十項の規定の適用については、旧資産流動化法の規定(第二百三十条からこの条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧資産流動化法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新資産流動化法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

43] 特例旧特定目的会社についての第四十項第一号の規定は、この法律の施行の際現に旧特定目的会社の取締役、監査役又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する中間法人法(これに相当する外国の法令を含む。)、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられた場合におけるその者の施行日以後の第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

44] 内閣総理大臣は、第四十項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

45] 第四十項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反し

45| した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又  
はこれを併科する。  
48| (略)

46| た者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は  
これを併科する。  
49| (略)

○ 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）（附則第三十八条関係）

改正案	現行
<p>（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二百八条 前条の規定による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「新会社法整備法」という。）第二百三十三条第三十九項第一号ロ(5)の規定の適用については、旧証券取引法の規定（平成十八年証券取引法改正法附則第二百八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法の規定を含む。）若しくは旧外国証券業者法若しくは旧抵当証券業規制法（第五十七条第二項及び第五十八条の規定によりなお効力を有することとされる場合における旧抵当証券業規制法を含む。）の規定（第二十七條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者については、新会社法整備法第二百三十三条第三十九項第一号ロ(5)に該当する者とみなす。</p>	<p>（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二百八条 前条の規定による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「新会社法整備法」という。）第二百三十三条第四十項第一号ロ(5)の規定の適用については、旧証券取引法の規定（平成十八年証券取引法改正法附則第二百八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法の規定を含む。）若しくは旧外国証券業者法若しくは旧抵当証券業規制法（第五十七条第二項及び第五十八条の規定によりなお効力を有することとされる場合における旧抵当証券業規制法を含む。）の規定（第二十七條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者については、新会社法整備法第二百三十三条第四十項第一号ロ(5)に該当する者とみなす。</p>

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第三十九条関係）

改正案

現行

<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 四十四 (略)</p> <p>四十五 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号） 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）若しくは 監査法人又は企業財務会計士 四十六 (略)</p> <p>別表（第四条関係）</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 四十四 (略)</p> <p>四十五 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号） 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監 査法人 四十六 (略)</p> <p>別表（第四条関係）</p>
<p>(略)</p> <p>第二条第二項第 四十五号に掲げ る者</p>	<p>(略)</p> <p>第二条第二項第 四十五号に掲げ る者</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>公認会計士法第二条第 二項、第三十四条の五 第一号若しくは第三十 四条の六十七第一項に 定める業務又はこれら に付随し、若しくは関</p>	<p>特定受任行為の代理等 を行うことを内容とす る契約の締結その他の 政令で定める取引</p> <p>公認会計士法第二条第 二項若しくは第三十四 条の五第一号に定める 業務又はこれらに付随 し、若しくは関連する 業務のうち、特定受任</p>

(略)	
(略)	連する業務のうち、特 定受任行為の代理等に 係るもの
(略)	

(略)	
(略)	の 行為の代理等に係るも
(略)	

○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（附則第四十一条関係）

改正案	現行
<p>（銀行法の準用）</p> <p>第十条 銀行法第十二条の二、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十四条、第十四条の二、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第五十七条の四（第一号に係る部分に限る。）の規定は、前条第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定（同法第十三条の四後段及び第二十条第七項を除く。中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三条の四中「第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二」とあるのは「第三十八条の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（銀行法の準用）</p> <p>第十条 銀行法第十二条の二、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十四条、第十四条の二、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第五十七条の四（第一号に係る部分に限る。）の規定は、前条第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定（同法第十三条の四後段を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三条の四中「第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二」とあるのは「第三十八条の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2・3（略）</p>

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）（附則第四十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第六章 有価証券の取引等に関する規制（第一百五十七条 「第五章の六 取引情報蓄積機関等 第一節 清算集中（第一百五十六条の ―第七十一条の二）」を 第二節 取引情報の保存及び報告等 第三節 取引情報蓄積機関（第五 第六章 有価証券の取引等に関する規 六十二） （第一百五十六条の六十三―第一百五十六条の六十六） に改める。 十六條の六十七―第一百五十六条の八十四） 制（第一百五十七条―第七十一条の二） （略）</p>	<p>第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第六章 有価証券の取引等に関する規制（第一百五十七条 「第五章の六 取引情報蓄積機関等 第一節 清算集中（第一百五十六条の六十 ―第七十一条）」を 第二節 取引情報の保存及び報告等（第 第三節 取引情報蓄積機関（第五十六 第六章 有価証券の取引等に関する規制（第 二） 百五十六條の六十三―第一百五十六條の六十六） に改める。 條の六十七―第一百五十六條の八十四） 第一百五十七條―第七十一条） （略）</p>

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）（附則第四十四条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 公認会計士及び監査法人並びに企業財務会計士に関すること。</p> <p>十九～二十七 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 公認会計士及び監査法人に関すること。</p> <p>十九～二十七 （略）</p>